

森林法第10条の2に基づく

林地開発許可申請等の手引き

令和5年4月

大阪府環境農林水産部みどり推進室

<本書で使用する略称>

法 : 森林法

令 : 森林法施行令

規則 : 森林法施行規則

細則 : 大阪府森林法施行細則

取扱要領 : 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

審査基準 : 大阪府林地開発行為許可審査基準

目 次

I.	制度の概要	p1
1.	趣旨	p3
2.	主な用語の定義	p3
3.	許可の対象となる開発行為	p5
4.	許可の適用のない開発行為	p6
5.	許可の基準	p7
6.	大阪府森林審議会及び関係市町村長への意見聴取	p8
7.	監督処分	p8
8.	罰則	p8
9.	林地開発許可制度の体系	p9
II.	申請の手続き等	p11
1.	許可申請にかかる手続きの流れ	p13
2.	林地開発行為着手後の手続き	p14
3.	申請手続き等の留意事項	p14
III.	大阪府林地開発許可の取扱要領	p17
1.	大阪府林地開発許可の取扱要領	p19
	第1章 総則	
	第2章 林地開発許可	
	第3章 林地開発協議	
	第4章 届出	
	第5章 監督処分	
	第6章 書類の経由	
IV.	審査基準、細部解釈及び留意事項	p37
1.	大阪府林地開発許可審査基準	p39
	第1 審査の対象とする事項	
	第2 許可にあたっての要件	
2.	技術的事項の細目（別紙1）	p48
	第1 開発行為の目的、残置又は造成する森林	
	第2 植栽方法等	
	第3 工法等	
	第4 水理計算	

3.	水理計算の細目（別紙2）	p69
	第1 洪水調節池の必要性の検討	
	第2 洪水調節池の許容放流量の決定	
V.	関係法令等	p73
1.	森林法（抄）	p75
2.	森林法施行令（抄）	p78
3.	森林法施行規則（抄）	p78
4.	大阪府森林法施行細則（抄）	p80
VI.	申請書及び添付図書の様式等	p83
VII.	その他参考資料	p119
1.	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）＜2022年4月改訂 資源エネルギー庁＞	

I. 制度の概要

I. 制度の概要

I. 制度の概要

I. 制度の概要

I-1. 趣旨

森林は、水源の涵養^{かん}、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。

そして、これらの機能は、森林の開発により破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。

このため、保安林制度により、特に公益的機能の高い森林については、開発規制措置が講じられてきましたが、高度経済成長に伴い、昭和40年代後半には、それ以外の森林における開発の増加、大規模化により、地域社会に悪影響を及ぼす乱開発の事例が全国的に多くみられる状況がありました。

これらのことから、森林の乱開発を抑制して森林の適正な利用を確保することを目的に、昭和49年の改正森林法により林地開発許可制度が創設されました。

I-2. 主な用語の定義

(1) 森林

法第2条第1項で定義される以下の①②をいい、不動産登記で記される地目「山林」かどうかにはよりません。

- ① 木竹が集団して生育している土地及びその他の土地の上にある立木竹
ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除きます。
- ② ①の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
なお、伐採跡地で立木竹が成育していない場合や、散成地（立木竹がまばらに生えている土地）の場合であっても「供される土地」であれば森林となります。

(2) 森林所有者

法第2条第2項において、「権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができるものをいう」と定義され、その土地の所有者のほか、その土地につき地上権、賃借権等の使用収益権を有するものはこの要件を満たすものとなります。

(3) 森林区域

(1) で定義される森林のうち法第5条第2項第1号により大阪府知事が地域森林計画の対象として定める森林の区域をいいます。開発をしようとする区域が森林区域であるかどうかは、その区域のある市町村、所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認できます。

なお、森林区域については、開発行為による転用の完了に伴う区域除外や森林造成による区域編入を行う場合等がありますので、申請時点での区域の確認が必要です。

I. 制度の概要

(4) 事業区域

当該開発行為にあたって、土地形質を変更する土地の区域のほか、残置森林及び保全緑地、造成協力地等の一時的な土地利用に供する区域並びに既往の施設用地等を含めた開発目的となる事業に要する土地の区域をいいます。

(5) 開発行為に係る区域

事業区域から残置森林及び保全緑地のほか、既存の施設用地等で、当該開発行為にあたって一時的なものも含め土地形質を変更しない区域を除いた区域をいいます。

(6) 開発行為をしようとする森林区域

事業区域のうち森林区域に該当する区域をいい、審査基準において開発行為の目的別に定める事業区域内に残置し、又は造成する森林等の割合の基準となるものです。

(7) 開発行為に係る森林区域

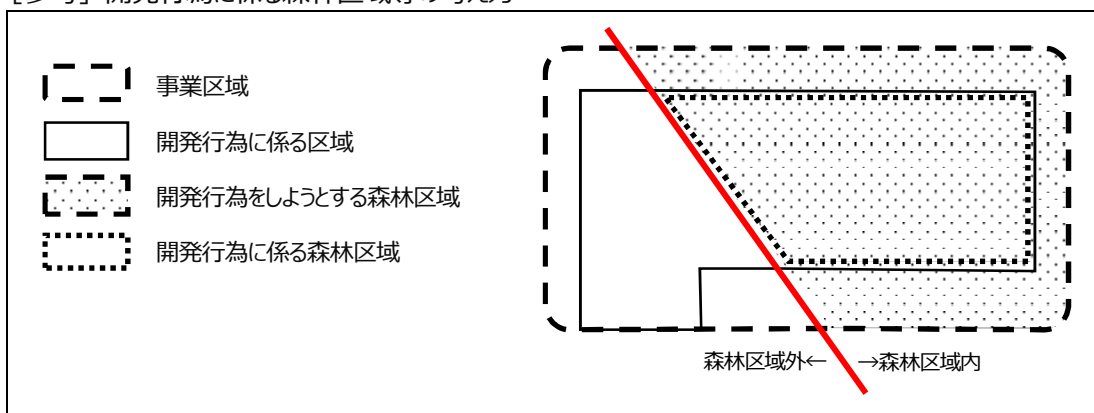
開発行為に係る区域のうち森林区域に該当する区域をいい、林地開発許可の要否の基準及び申請書に記載する面積となるものです。

(8) 残置森林

当該開発行為を行おうとする森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させない観点から、開発行為の目的別に事業区域内に残置し、開発行為の完了後も保全する森林をいいます。

なお、森林区域外であってもその成立状況等から法第2条第1項で定義される「森林」と認められるものであれば残置森林として取り扱うことは可能となります。(住宅団地の造成においては、森林と認められないものでも保全緑地として適用できる場合があります。)

[参考] 開発行為に係る森林区域等の考え方



I. 制度の概要

I-3. 許可の対象となる開発行為

林地開発許可の対象となるのは、森林区域内での土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、次の行為の区分に応じた規模を超えるものとなります。

(1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る森林区域の面積が1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル

(2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為

当該行為に係る森林区域の面積が0.5ヘクタール

(3) (1)及び(2)に掲げる行為以外の行為

当該行為に係る森林区域の面積が1ヘクタール

[参考1] 林地開発許可の対象としない森林区域

森林区域であっても保安林（法第25条又は25条の2）及び保安施設地区（法第41条）に関しては、林地開発許可の対象となりませんが、保安林の転用は原則認められていません。また、保安林内での一時的な作業や伐採が必要な場合は、別途、保安林制度に則した許可申請等が必要となります。

[参考2] 一体性を有する開発行為の考え方

林地開発許可を要する開発行為の規模は、実施主体、実施時期又は実施個所の相異にかかわらず一体性を有すると判断される場合は、その開発計画全体での開発行為に係る森林面積の総計となります。開発行為全体が林地開発許可の対象となる場合は、個別の開発行為に係る森林区域面積が1ヘクタール以下であっても、全体計画を添付した林地開発許可申請が必要となります。

なお、開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとなります。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業に必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

(4) 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用することがあります。

I. 制度の概要

I-4. 許可の適用のない開発行為

以下に掲げる開発行為は、林地開発許可制度の適用外とされています。

ただし、(1) 及び (3) の場合であっても、林地開発許可制度の趣旨に沿って開発が行わなければならないことは当然であることから、開発行為を行おうとするときは、あらかじめ知事と連絡調整（林地開発協議）を行うこととしています。

なお、連絡調整を行う場合は、法第 10 条の 8 第 1 項第 2 号の適用を受けませんので、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に、別途、市町村長に法第 10 条の 8 第 1 項による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

(1) 国又は地方公共団体が行う場合

ア 国とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構等

イ 地方公共団体の範囲

都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団等

ウ 地方公共団体とみなされる法人

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社等

(2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で、規則第 5 条に定めるものの施行として行う場合

ア 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

イ 軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

ウ 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）

エ 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設及び同項第二号に規定する区画整理

オ 放送法第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

カ 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設

キ 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設

ク 港湾法第二章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

ケ 道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第三条第一号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

I. 制度の概要

- コ 博物館法第二条第一項に規定する博物館
- サ 航空法による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- シ ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- ス 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- セ 工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設
- ソ 自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル
- タ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十号に規定する送電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物
- チ 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業（第十三号に該当するものを除く。）
 - ツ 熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設
 - テ 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設

I - 5. 許可の基準

許可申請があった場合、大阪府林地開発行為許可審査基準（詳細は「IV 審査基準、細部解釈及び留意事項」を参照してください。）に基づき審査を行います。

林地開発許可申請に対しては、申請内容が開発行為の実施の確実性や申請者の要件など手続き上の要件を満たしているとともに、法第10条の2第2項各号で規定する次の各事項について、いずれにも該当しないと認めるときは許可することとなっています。

(1) 災害防止の基準

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

(2) 水害防止の基準

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(3) 水源^{かん}涵養の基準

当該開発行為をする森林の現に有する水源の^{かん}養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(4) 環境保全の基準

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

I. 制度の概要

I - 6. 大阪府森林審議会及び関係市町村長への意見聴取

開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行う必要があることから、許可申請に対し、許可をしようとするときは、法第 10 条の 2 第 6 項の規定により、大阪府森林審議会及び当該申請地の所在の市町村長に意見を聴かなければならないとされています。

なお、大阪府森林審議会では、特に周辺環境等への影響が大きい以下の申請については、審議会を開催し、個別に意見聴取を行うものとしています。

- ・新規申請であって開発行為に係る森林の面積が 5 ヘクタール以上であるもの
- ・変更のための許可申請であって開発行為に係る森林面積が 5 ヘクタール以上となったもの
- ・変更のための許可申請であって過去に個別の意見聴取を受けた時点以降の開発に係る森林面積の増加が累計 5 ヘクタール以上となったもの
- ・その他知事が特に必要と認めるもの

I - 7. 監督処分

知事は、以下のような場合であって、森林の有する公益的機能を維持するために必要があるときは、法第 10 条の 3 の規定に基づき、開発行為の中止や復旧を命じることができます。

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った場合
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った場合
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

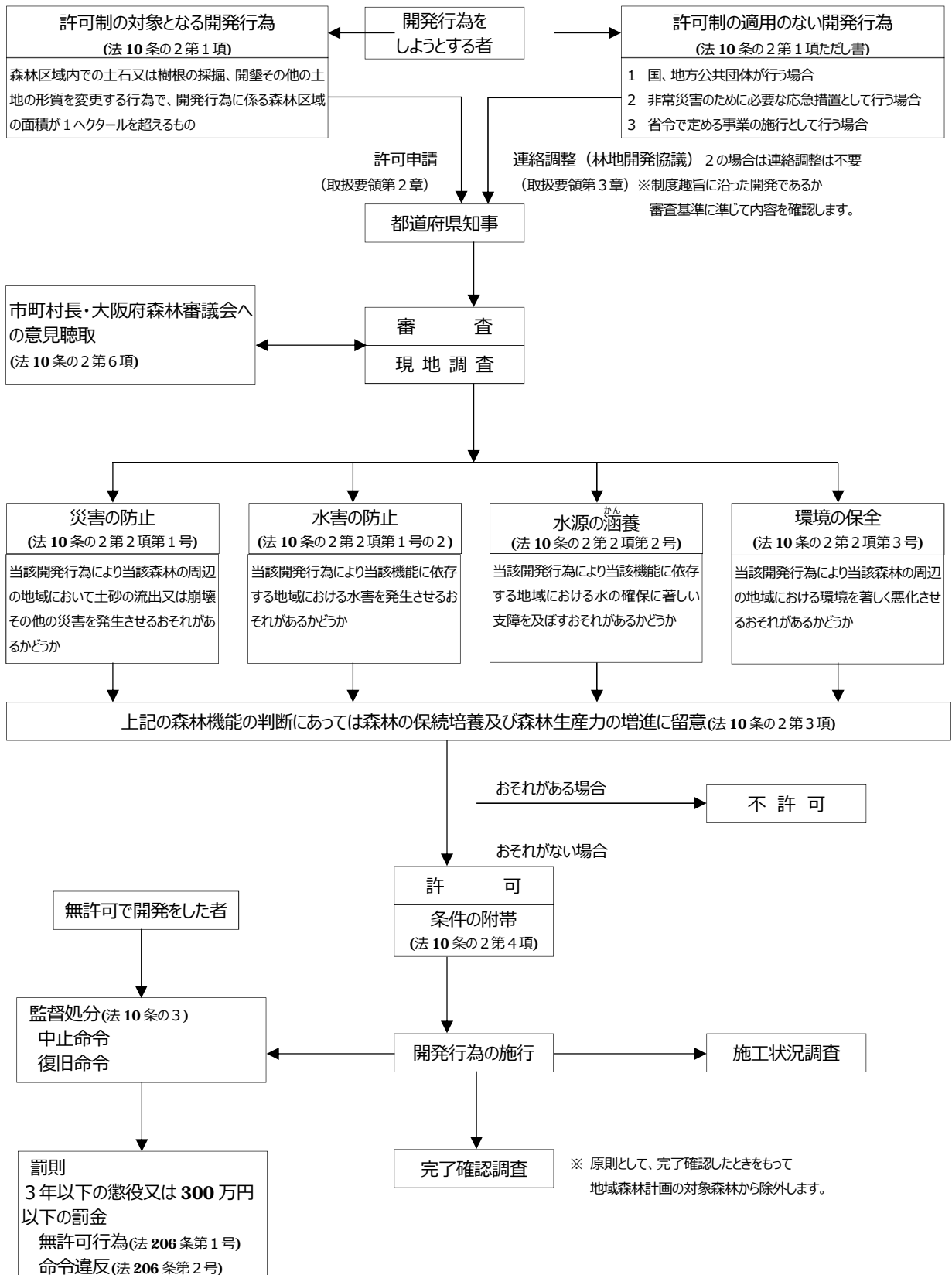
I - 8. 罰則

以下のような場合は、それぞれ 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処せられます。

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った場合
- (2) 監督処分の命令に違反した場合

I. 制度の概要

I - 9. 林地開発許可制度の体系



I. 制度の概要

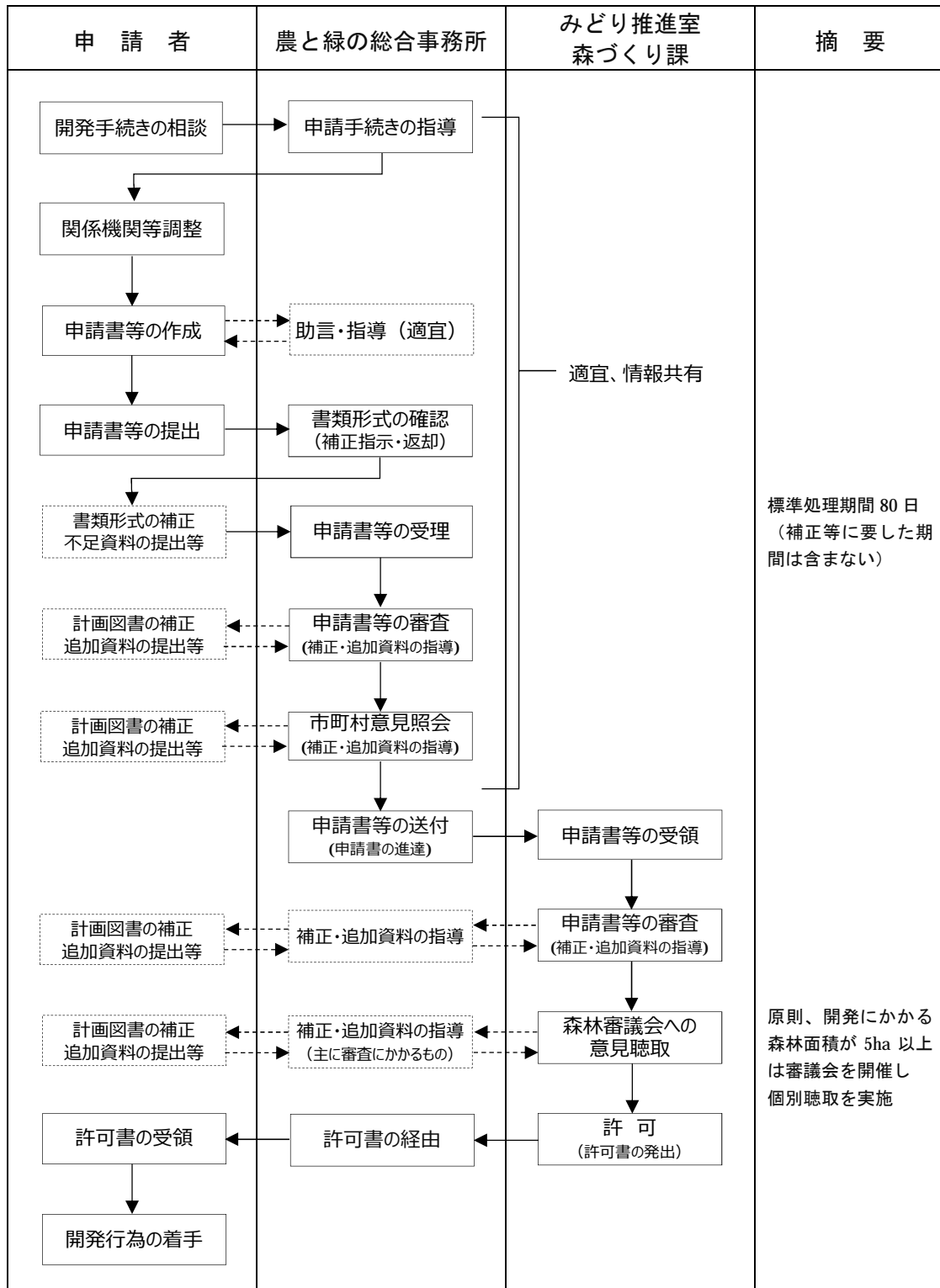
Ⅱ. 申請手続き等

Ⅱ. 申請手続き等

Ⅱ. 申請手続き等

II. 申請手続き等

II-1. 許可申請にかかる手続きの流れ



※申請書の様式、提出部数、添付書類については、取扱要領を参照してください。

II. 申請手続き等

II - 2. 林地開発行為着手後の手続き

許可を受けた後も、以下の届出等について農と緑の総合事務所への提出が必要となります。(詳細は、「III. 大阪府林地開発許可の取扱要領」を参照してください。)

	届出名	提出時期	提出部数	添付図書	備考
1	着手届 細則 様式5号	着手後、直ちに	2部 (正1副1)	—	
2	施工状況報告書 (任意)	許可条件に記載のとおり		実施工程表、平面図、写真、その他	許可条件に記載がない場合は提出不要です。
3	変更届出書 取扱要領 様式3	変更を要する行為に着手する前		変更に係る図面等	軽微な変更該当しないものは許可申請となります。
4	地位承継届出書 取扱要領 様式5	移転後、速やかに		登記事項証明書等	
5	住所変更届 (任意)	変更後14日以内		登記事項証明書等	
6	災害発生届出書 取扱要領 様式7	発生後、遅滞なく		平面図、写真、その他	被災状況、応急措置の内容等を情報提供してください。
7	廃止届 細則 様式8号	廃止日から7日以内		防災措置計画書、写真、その他	施工状況に応じて、審査基準に適合する防災措置の施行や森林の回復等を講ずる必要があります。
8	中止届 細則 様式9号	中止日から7日以内			
9	完了届 細則 様式6号	完了日から7日以内		出来形平面図、写真、その他	完了確認調査を行い、必要に応じて補正等を指示します。

II - 3. 申請手続き等の留意事項

申請手続き等の詳細については、取扱要領で示すところですが、開発行為の計画にあたっては、以下の事項にも留意し、関係機関との調整を行ってください。

(1) 他法令の手続き

開発行為の着手にあつては、すべての関係法令の許認可等の手続きが完了している必要があります。また、目的に応じて、各法令で個別に許可基準等が定められていますので、排水構造物の断面や調節池の必要容量の検討にあたっては、十分留意するとともに、林地開発許可基準との比較検討が必要です。

(2) 環境影響評価の対象となる場合

予定する開発区域が大きく、開発期間が長期に渡るため、開発区画を分けて開発行為を行おうとする場合、全体計画の添付により先行する区画単位での許可申請を行うことは可能ですが、全体計画が環境影響評価の対象となる場合は、環境影響評価の手続きを優先する必要があります。

なお、環境影響評価の対象かどうかについては、所管課に確認してください。

II. 申請手続き等

(3) 森林審議会における個別意見聴取の対象となる場合

森林審議会（森林保全整備部会）における個別意見聴取の対象事案件数は、年数件となっていることから、大阪府では審議会を定期的には開催していません。

また、審議会の開催日程の調整については、審査終了の見込みがついた段階となりますので、申請から審議会の開催までには相当の時間を要します。

このことから、森林審議会への個別意見聴取の対象事案となる申請を行うにあたっては、農と緑の総合事務所と事前に十分な調整を行ってください。

なお、森林審議会における個別意見聴取については、大阪府が申請内容等を説明するものとなりますが、申請者に対しては、審議会用説明資料の提出を別途、指示します。（図面等は、原則、A3サイズとなります。）

(4) 標準処理期間について

林地開発許可の申請書等の提出から許可までの審査に要する標準処理期間は 80 日としています。

なお、審査に要する時間は、申請の内容、規模等により大きく異なること、申請書等の補正に要した期間については標準処理期間に含まれません。

(5) 申請行為の一部の完了（部分完了）の取扱いについて

取扱要領第 23 に規定する完了届については、原則、申請行為の全部が完了した場合に行うものとしていますが、大規模・長期にわたる行為等で、完成部分の引き渡しや共用等により、申請行為すべての完了時点での完了確認の実施に支障があるものについては、申請行為の一部についての完了確認（部分完了確認）の実施を農と緑の総合事務所に協議してください。

なお、部分完了確認を認める範囲については、道路や排水施設等で区分される範囲で、事業地外への流末までが完了したものを原則とします。

また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことがあります。

[参考] 開発行為に係る完了確認等

緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことがあります。この場合、緑化等の措置後 1 年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも 1 年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行います。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、知事は必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導することがあります。

このほか、防災施設の設置を先行させることとし、主要な防災施設が設置されてから知事が部分確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないよう指導することがあります。

Ⅱ. 申請手続き等

こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について指導することがあります。

(6) 行為中の緊急・災害発生時の連絡体制

申請にあたっては、緊急・災害発生時の連絡体制を整え、体制図を防災計画（取要領第5-2-(6)）に添付してください。

また、施行中に事故や災害等が発生した場合は、速やかに所管の農と緑の総合事務所に連絡し、必要な指示を受けてください。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

Ⅲ- 1. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

第 1 章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

第 1 通則

第 2 開発行為の許可の対象となる森林

第 3 許可の対象となる開発行為

1 開発行為の定義

2 開発行為の規模

第 4 許可の適用のない開発行為

1 法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号関係（国又は地方公共団体が行う場合）

2 法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号関係（火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合）

3 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号関係（森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合）

4 許可の適用のない場合の留意事項

第 2 章 許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

第 5 許可申請書の様式、提出部数、添付書類

1 許可申請書の様式及び提出部数

2 添付書類

第 6 許可申請内容の事前調査、指導

1 事前調査、指導

2 調査の方法

第 7 許可申請の標準処理期間

第 8 許可に当たっての審査の方針、審査基準の細部解釈及び留意事項

1 審査の方針

2 審査基準の細部解釈及び留意事項

第 9 不許可処分に当たっての理由の提示

第 10 許可に際しての条件

1 必須条件例

2 案件に応じた条件例

第 11 許可後における内容の変更手続き、軽微な変更

第 12 許可に基づく地位承継

第 13 森林審議会への諮問、市町村の意見

第 3 章 林地開発協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31

第 14 林地開発協議書の様式、提出部数、添付書類

1 林地開発協議書の様式及び提出部数

2 添付書類

3 添付書類の省略

第 15 協議内容の事前調査、指導

第 16 協議同意に当たっての審査の方針、協議同意にあたっての要件

1 審査の方針

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

2 協議同意に当たっての要件

第 17 協議同意後における内容の変更手続き、軽微な変更

第 18 協議に基づく地位承継

第 19 市町村の意見

第 4 章 届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P33

第 20 許可及び協議後の行為の着手等届

第 21 住所変更等の届出

第 22 災害発生の届出

第 23 完了、中止又は廃止の届出

1 完了届

2 廃止、中止届

第 5 章 監督処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P33

第 24 違反行為の予防及び発見

第 25 違反行為に対する措置

第 26 違反行為に対する中止命令、復旧命令

第 27 職員による報告の徴収及び立入検査

第 6 章 書類の経由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35

第 28 書類の経由

第 29 指令書の交付

第 30 不許可処分等に係る指令書の取扱い

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

第1章 総則

第1 通則

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条に規定する森林(以下、地域森林計画対象民有林という。)において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等に関しては、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)及び大阪府森林法施行細則(平成12年大阪府規則第182号。以下「細則」という。)の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 開発行為の許可の対象となる森林

開発行為の許可の対象となる森林は、法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林(公有林を含む。)である。(ただし、法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等」という。)の区域内は対象外とする(法第10条の2第1項。))

なお、保安林等を事業区域に含めた開発行為は原則として認めないものとする。

第3 許可の対象となる開発行為

1 開発行為の定義

開発行為の種類は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものである(法第10条の2第1項)。

この「土地の形質を変更する行為」は、法第31条及び法第34条第2項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容である。

2 開発行為の規模

開発行為の規模は、この許可の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、令第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められている。

(1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル

(2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール

(3) (1)及び(2)に掲げる行為以外の行為

当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

なお、上記面積以下の土地の形質の変更にあっては、行為地を所管する市町村への届出が必要であるので、留意されたい。

「土地の面積」は、この許可の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものとする。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まない。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」とは、一体とした開発行為のうち、道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものとする。

「路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの 0.5 メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限のものとする。

「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含むものとする。

第 4 許可の適用のない開発行為（林地開発協議）

1 法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号関係（国又は地方公共団体が行う場合）

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされるため許可制は適用しない。

2 法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号関係（火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合）。

緊急避難的な必要性に対応するものであるため、知事は、必要な応急措置が行われた後において法第 10 条の 2 第 2 項各号に該当するような事態のないよう指導を行うものとする。

3 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号関係（森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合）。

この事業は、規則第 5 条に定められているものである。

4 許可の適用のない場合の留意事項

許可の適用のない 1 及び 3 の場合であっても法第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならないことから、次の場合にはあらかじめ、知事と連絡調整（以下「林地開発協議」という。）を行わせることとする（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号事務次官通知）。

なお、国が民有林を取得した場合、その時点で森林法第 2 条第 3 項の「国が森林所有者である森林（国有林）」となるが、国が民有林において開発行為を行う場合に、必ずしも土地取得を先に実施するとは限らず、また府が自ずとその実態を把握することは困難である。このため、林地開発協議については、国の民有林の取得状況に関わらず実施するものとする。

(1) 国及び国とみなされる法人が行おうとするとき

(2) 都道府県、又は、都道府県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が行おうとするとき

(3) (1)、(2)のほか規則第 5 条の事業を行おうとするとき

第 2 章 許可

第 5 許可申請書の様式、提出部数、添付書類

1 許可申請書の様式及び提出部数

許可を受けようとするものは、規則第 4 条の規定による、同第 106 条で定められた

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

林地開発許可申請書（規則第4条（第106条告示様式））に、次に掲げる図書及び書類を添付して知事に申請しなければならない。

提出部数は4部（正本1部、副本3部）とし、提出先は行為地を所管する大阪府農と緑の総合事務所（以下「事務所」という。）とする。

2 添付書類

申請書の添付書類及びその形式等については以下のとおりとする。なお、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要又は不要な事項については、追加又は省略する。

- (1) 目次
- (2) 委任状
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款（法人の場合）又は住民票等（個人の場合）
- (4) 位置図

位置図は、原則、国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000の地形図を使用し、事業区域を赤着色、森林区域を緑実線で明示する。

- (5) 区域図

区域図は、1/5,000の地形図を使用し、以下の内容を明示する。なお、全体計画を有する場合は、当該申請区域及びその他各期別の区域を明らかにすること。

明示する内容	明示方法
事業区域の境界	黒実線
行為区域の境界	赤実線
森林区域の境界	緑一点鎖線
開発行為に係る森林の区域	青着色
係る森林以外の開発区域	桃着色
残置する森林の区域	緑着色
保安林等	緑点線
一部計画申請の場合は全体区域の線	青一点鎖線
府県界	適宜表示
市町村界	適宜表示
町(大字)又は字界	適宜表示

[注] 位置図、区域図は図面袋に入れず、申請書本体に綴る。

- (6) 計画書

計画書には以下の内容を記載する。

- ① 申請者住所・氏名・連絡先
- ② 担当者氏名・連絡先
- ③ 事業区域の所在場所
- ④ 事業又は施設の名称
- ⑤ 開発行為の目的
- ⑥ 事業区域面積一覧表(細則様式第2号)
- ⑦ 事業区域の現況
 - ア 地域指定等
 - イ 地況
 - ウ 林況
- ⑧ 周辺地域の概況
- ⑨ 全体計画の概要及び期別計画の概要
- ⑩ 土地利用計画目的別面積及び割合
- ⑪ 一時的利用計画及び事後措置

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

- ⑫ 防災計画
 - ⑬ 当該事業区域からの水利用の現状及びこれに対する措置
 - ⑭ 水質汚濁防止措置
 - ⑮ 立木竹伐採計画表(細則様式第4号)
 - ⑯ 自然植生(文化財を含む)の保護措置
 - ⑰ 景観維持措置
 - ⑱ 周辺の森林施業の現状及びこれに対する措置
 - ⑲ 周辺の住民生活及び産業活動に対する措置
 - ⑳ 防災施設の維持管理方法
(開発完了後の維持管理方法についても記載すること。)
 - ㉑ その他参考になる事項
- (7) 施工工程表
仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。
- (8) 残置森林等の管理に関する誓約書(別紙様式12)
土地所有者ごとに作成する。
なお、残置森林又は造成する森林又は緑地は原則として申請者が権原を有するものとする。
- (9) 資力及び信用があることを証する書類
資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。
- ① 資金計画書(別紙参考様式1)
 - ② 開発行為施行能力に関する申告書(細則様式第1号)
 - ・面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 - ・前年度の法人税又は所得税の納税実績がある場合は、前々年度の納税額に関する申告は省略することができる。
 - ・開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、欄外にその手続の状況を記載すること。
 - ・欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること
 - ③ 資金の調達について証する書類(自己資金により調達する場合は主たる取引金融機関の預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。)
 - ④ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - ⑤ 法人税及び事業税の納税証明書
 - ⑥ 事業経歴書
- (10) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。
- ① 建設業法許可書(土木工事業等)
 - ② 事業経歴書
 - ③ 預金残高証明書
 - ④ 納税証明書
 - ⑤ 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術者名等)
 - ⑥ 林地開発に係る施工実績を示す書類
- (11) 地籍図
地籍図には法務局転写年月日、転写者氏名を記入する。
なお、範囲が広く、事業地全域の把握が困難な場合は合成図を作成し、事業区

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

域、開発行為に係る森林の区域を明示すること。また、里道、水路がある場合は、それぞれ赤、青色で着色すること。

(12) 土地調書（細則様式第3号）

土地調書には、現に権利を有する者を記載する。

なお、登記事項証明書に登記される者が現に権利を有するものと異なる場合は、事実関係を証する書類を添付すること。

(13) 同意書

同意書には開発行為者の氏名、開発の目的等を明記する。

① 土地所有者等の同意書

「土地所有者等」とは事業区域内の土地所有者、地上権者、地役権者、賃借権者等をいう。（担保物権は除く。）

② その他の権利関係者の同意書

「その他の権利関係者」とは取・排水に係る河川及びその他の取・排水に係る管理者及び開発流域に係る水利組合等をいう。

(14) 土地の登記事項証明書等

登記事項証明書（申請日前、概ね6ヶ月以内のもの）は事業区域内の土地に関するものを添付する。

登記事項証明書等の「等」とは土地に関して登記されている所有者と、実際の所有者が異なる場合は、その権利関係を証する書類を付する等の趣旨である。

(15) 水資源確保・水質悪化防止計画図書

水資源確保・水質悪化防止計画図書には、計画書で記載する「当該事業区域からの水利用の現状及びこれに対する措置」、「水質汚濁防止措置」に関する詳細計画を記載し、各種図面、参考資料を添付する。

(16) 写真

写真については、撮影日を明らかにする。また、撮影位置を現況図に明示するとともに以下の場所を重点的に撮影したもので構成する。

なお事業区域内外、構造物の概形がわかるよう適宜、境界線等を記入すること。

- ・ 全景（植生、周辺地域との位置関係がわかるもの。航空写真・衛星画像可。）
- ・ 谷部
- ・ 構造物の設置箇所
- ・ 継続の採石行為については、既に造成した森林

(17) 現況図

現況図は1/1,000以上の地形図を使用することとし以下の内容を明示する。

明示する内容	明示方法
事業区域の境界	黒実線
行為区域の境界	赤実線
森林区域の境界	緑一点鎖線
保安林等	緑点線
地番界、地番	黒点線
公図に明示された道路	赤着色
公図に明示された水路	青着色
一部計画申請の場合は全体区域の線	青一点鎖線
写真撮影位置	適宜表示

(18) 造成計画図面及び計算図書

① 造成計画平面図

計画平面図は1/1,000以上の地形図を使用することとし以下の内容を明示する。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

明示する内容	明示方法
事業区域の境界	黒実線
行為区域の境界	赤実線
森林区域の境界	緑一点鎖線
保安林等(周辺にある場合)	緑点線
一部計画申請の場合は全体区域線	青一点鎖線
道路	茶着色
河川、水路、沈砂池、調整地等	青着色
残置する森林	緑着色
保全する緑地	黄緑着色
造成する森林	緑着色(網掛)
造成する緑地、公園	黄緑着色(網掛)
法面	黄着色
よう壁、えん堤等	灰着色
建築物、施設等	桃着色
落石防止柵(しがら)等線的施設	適宜表示
計画高	

② 造成計画断面図

造成計画断面図については以下の形式による。

ア 縦横断位置図(1/1,000を標準とする)

縦横断位置、測点番号、事業区域境界線(黒線)、行為区域線(赤線)、切土(黄着色)、盛土(赤着色)を記入する。

縦横断は、高低差の著しい個所については20メートル以下の間隔でとる。

イ 縦横断図は縦横断位置図と同縮尺とし、縦、横も同縮尺とする。

施行前後の地盤面・地盤高、切土(黄着色)・盛土(赤着色)、断面積、よう壁・排水施設・埋設工等とその計画高・形状寸法、事業区域境界線(黒線)、行為区域線(赤線)等を記入する。

ウ 法面標準断面図(定規図)(縮尺適宜)

切土、盛土別、土質、勾配、高さ、小段の巾、よう壁、排水施設、法面保護方法等を記入する。

③ 谷筋縦断面図

谷筋縦断面図について縦断線を①に記載のうえ、以下の内容を記載する。

事業区域界(黒線)、開発区域界(赤線)、平面図の測点番号、現況地盤線、計画地盤線、切土(黄着色)・盛土(赤着色)、計画構造物の位置・排水工・埋設工等とその計画高、形状寸法

④ 土量計算書

土量計算書は、計画平面図、造成計画断面図で表示する測点番号、距離、切土・盛土量、切盛差、残土処分量を取りまとめ、開発行為による切盛土量の収支、処分量又は購入土量等を明らかにする。

(19) 防災施設等設計図書及び設計根拠

防災施設等の計画に当たっては審査基準別紙1の第3、第4の基準を満たすことを示す水理計算書、えん堤・よう壁等の計算書、土量計算書、地質調査書等を取りまとめの上、以下の図面等を作成する。仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

① 防災計画図

防災計画図については1/1,000を標準とし、以下の内容を記載する。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

切土(黄着色)、盛土(赤着色)、排水施設(水色着色)、その他の防災施設(適宜着色)、段切位置、表土除去範囲、ヘド口除去範囲及び除去の深さ、水の処理方法と放流先

- ② えん堤等計画書
えん堤については設計根拠(破壊・転倒・滑動・基礎地盤支持力等の計算)を安定計算書として取りまとめた上で、以下の図面を作成する。

ア 構造図(平面図, 正面図, 断面図)
寸法、使用材料、計画地盤面、堆砂位・越流水深位・基礎地盤の土質等を記入する。

- ③ 洪水調節池等計画書
洪水調節池については設計根拠(調節容量(調節必要容量・堆砂量)・放流口断面・放流管断面・余水吐断面・堤体安定計算等)を水理計算書として取りまとめた上で、以下の図面を作成する。

ア 洪水調節池平面図(縮尺適宜)
計画地盤高(等高線)、堤体、放流施設(放流口・放流管)、余水吐、流入排水施設、洪水位、堤頂標高、縦横断位番号等を記入する。

イ 洪水調節池縦横断図(縮尺適宜)
施行前後の地盤面、堤体、放流施設(放流口・放流管)、余水吐、流入排水施設、洪水位等を記入する。

ウ 構造図(堤体、放流口、放流管、余水吐等の断面・正面図等)(縮尺適宜)
寸法、使用材料、勾配、直高、地盤高、洪水位、堆砂粒、基礎地盤の土質等を記入する。

- ④ よう壁安定計算書
よう壁については設計根拠(構造物の破壊・転倒・滑動及び基礎地盤の支持力の計算等)を安定計算書として取りまとめる。

- ⑤ 排水計画図
排水計画図については 1/1,000 を標準とし、以下の内容を記載する。

事業区域界(黒線)、開発区域界(赤線)、森林区域界(緑線)、集水区域界(青色)及び各々の面積、排水施設(水色着色)の工種、形状寸法、勾配、排水流出方向、開発区域外流及び残流域の集水・排水の方法

- ⑥ 構造図
構造図は、よう壁、水路等について、任意の縮尺による標準的なものを作成し、基準点からの高さ・現況地盤線・計画地盤線を表示する。

また、構造物がある場合は、詳細設計図(形状寸法・材質等)を添付する。

- ⑦ 地質調査書等
地質調査書等は、必要に応じ以下の調査・計算を行い、調査・報告書として取りまとめる。

ア 主要構造物の基礎のボーリング調査等
イ 切土・盛土の斜面安定計算

- ⑧ 流域現況図
流域現況図(集水区域図) については 1/2,500 以上を標準とし、以下の内容を記載する。

明示する内容	明示方法
事業区域の境界	黒実線
行為区域の境界	赤実線
河川	青着色

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

流域界	適宜表示
流下させることができない地点	赤 ▽ △
排水方向	黒矢印

開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることが出来ない地点の選定に当たっては、河川管理者がある場合はその同意を得た場所を記載する。

(20) 緑化計画図書

① 緑化計画書

緑化計画図書については、以下の内容を記載する。

- ア 開発行為地及び周辺地域の森林及び緑地の状況
- イ 森林及び緑地の配置に関する計画
- ウ 造成森林及び造成緑地の緑化工及び植栽工に関する計画
- エ 残置森林等の維持管理に関する計画

② 緑化計画図面等

緑化計画図面等については以下の図面及び書面を作成する。

ア 緑化計画平面図(縮尺 1/1,000 程度)

植栽区域とその番号、植栽樹木の位置及び樹種、残置森林及び保全緑地の区域、事業区域及び開発行為をしようとする森林の区域の境界、林帯幅集計表、並びに 15 年生以下と 15 年生超を区分した面積別集計表を記入する。

イ 植栽標準図(アの植栽区域別に作成) (縮尺適宜)

樹高、枝張り、樹種、植栽密度、植穴寸法、客土深、土壌改良の方法、支柱、施肥方法等を記入する。

ウ 植栽樹木一覧表

植栽区域番号、植栽区域面積、高木・中木・低木別樹種、本数を記入する。

(21) 跡地利用計画図

跡地利用計画図は計画平面図と同縮尺とし、最終計画を図示する。

(22) 丈量図(求積図)

丈量図(求積図)は計画平面図と同縮尺を標準とし、事業区域、開発区域、開発をしようとする森林区域、開発行為に係る森林区域、残置する森林、造成する森林・緑地、公園については必ず丈量する。

(23) 開発行為に関し、他の法令の許認可等を要する場合は、当該処分に係る申請状況を記載した書類

既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類とする。

第 6 許可申請内容の事前調査、指導

1 事前調査、指導

知事は、許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、令、規則、細則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする(なお、指導に際しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第32条から第36条までの規定に留意するものとする。)

また、開発行為の目的が、太陽光発電施設の設置である場合は、『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電施設)[資源エネルギー庁]』に従って適切に対応するよう説明する。なお、この際、申請者が発電事業者と異なる場合は、当該ガイドラインを発電事業者にも周知するよう申請者に指導するものとする。

知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。

知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行う。

2 調査の方法

調査は、開発行為をしようとする森林の区域（当該開発行為に係る森林及びその森林に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で当該開発行為に係る事業に密接に関係するものをいう。以下「対象森林」という。）の現況、当該開発行為による影響及び対象森林の社会的条件について行う。

- (1) 現況の調査は、対象森林の位置、面積及び林況（樹種及びその混合歩合、林齢、生育状況、下層植生等）、流域における地況（地形、地質、降水量、湧水、溪流及び河川の状況等）並びに対象森林及びその周辺の地域における貴重な動植物の存在及び風致その他の事項について必要に応じて行う。
- (2) 開発行為による影響の調査は、当該開発行為によって対象森林の周辺地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無、当該開発行為により、対象森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域（以下「水害防止機能依存地域」という。）に水害を発生させるおそれの有無、当該開発行為が周辺の地表水及び地下水の水量及び水質に及ぼす影響の範囲及び程度、当該開発行為が周辺の生活環境、動植物及び風致に及ぼす影響の範囲及び程度並びに当該開発行為が周辺の地域の林業経営に及ぼす影響その他の事項について必要に応じて行う。
- (3) 社会的条件の調査は、対象森林の周辺及び水害防止機能依存地域における住宅、農地、公園、鉄道、道路、河川その他の施設の状況、対象森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況、保安林等、治山事業の施行状況、対象森林及び周辺の地域への人の入込状況、他の法令との関係その他の事項について必要に応じて行う。

第7 許可申請の標準処理期間

許可の処分は、申請書が提出された日から起算して原則として80日以内に行うものとする。ただし、申請書の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

第8 許可に当たっての審査の方針、審査基準の細部解釈及び留意事項

1 審査の方針

知事は、許可申請書が提出されたときは、行政手続法第7条の規定により、遅滞なく審査を開始し、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、別に定める大阪府林地開発行為許可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査するものとする。

なお、審査の結果、記載事項の不備や必要書類の未添付などの形式上の要件に適合しない申請の場合には、補正することができるものであるときは速やかにその補正を求めるものとする。申請者が、補正に応じないとき又は補正することができないものであるときは、申請により求められた許可を拒否（以下「不許可処分」という。）するものとする。

2 審査基準の細部解釈及び留意事項

審査基準に関する細部解釈及び留意事項については別途これを定める。

第9 不許可処分に当たっての理由の提示

許可申請に対し、不許可処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

第 10 許可に際しての条件

法第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項による条件は、以下に掲げる例文によるものとする。

1 必須条件例

- (1) 行為の内容は、申請書及び図面のおりとする。
- (2) 行為の期間中は、行為の場所に別紙様式(別紙参考様式 2)の標識を設置すること。
- (3) 府の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これに立ち会い知事の指示に従うこと。
- (4) 開発行為に着手及び開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (5) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、府の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これに立ち会い知事の指示に従うこと。
- (6) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
- (7) 開発行為の計画を変更するときは、許可の期間内に計画変更の許可申請を行うこと。ただし、変更の内容が工期、防災施設の形状又は位置、植栽の内容又は緑地の配置等に関する軽微な変更である場合は、その旨を知事に届け出ること。
- (8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を取るとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 許可条件に従って開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

2 案件に応じた条件例

- (1) 6か月毎に開発行為の施行状況について知事に報告書を提出すること。
- (2) 施工に際しては、原則として防災施設を先行設置するとともに全般的な防災措置を講じ、行為地及び隣接地に被害を及ぼさぬよう万全を期すこと。
- (3) 造成中においても、土砂の流出防止や場外へできるだけ濁水を流出させない等、適宜必要な措置を講じるとともに、水路の設置や沈砂池、調節池の適正な管理に努めること。
- (4) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- (5) 盛土又は捨土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちを行うこと。
- (6) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (7) 盛土及び捨土は、一層の仕上がり厚を 30 センチメートル以下として、その層ごとに十分締め固めを行うこと。
- (8) 法面の緑化作業は、4月末までに行うこと。
- (9) 利用後は、スギをヘクタール当たり 3,000 本以上植栽すること。
- (10) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。
- (11) 洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、府の職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- (12) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- (13) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

- (14) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告を行うこと。
- (15) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (16) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- (17) その他

第 11 許可後における内容の変更手続き、軽微な変更

許可を受けた申請者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可に係る開発行為の内容を変更しようとするときは、林地開発許可申請書（規則第 4 条）規則第 106 条告示様式）及び第 5 の 2 で掲げる添付図書のほか、変更理由を記載した書類及び変更前後を明らかにした図面等を添えて知事に提出し、新たに許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は林地開発許可変更届出書（別紙様式 3）を提出することとする。

- (1) 工期の軽微な変更（現に有効な許可における行為期間の 1.5 倍以内又は 1 年以内の行為期間の延長をいう。）
- (2) 防災施設の形状及び位置の軽微な変更
- (3) 植栽の内容及び緑地の配置の軽微な変更
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、知事が軽微な変更であると認めるもの
届出書の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、提出先は事務所とする。

第 12 許可に基づく地位承継

法の規定によってした処分、手続きその他の行為は、森林所有者、権原に基づき森林の立木竹の使用若しくは収益をするもの又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対してもその効力を有する。

また、開発行為が他者に引継がれた場合、引継いだ者は、その承継の日から 14 日以内に林地開発行為地位承継届出書（細則様式第 9 号）を提出しなければならない。

届出書の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、提出先は事務所とする。

第 13 森林審議会への諮問、市町村の意見

知事は、法第 10 条の 2 第 1 項の許可をしようとするときは、法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、大阪府森林審議会及び関係市町村長（別紙様式 1）の意見を聴く。

第 3 章 林地開発協議

第 14 林地開発協議書の様式、提出部数、添付書類

1 林地開発協議書の様式及び提出部数

林地開発協議（以下「協議」という。）をしようとするものは、林地開発協議書（別紙様式 2）に、次に掲げる図書及び書類を添付して知事に提出しなければならない。

提出部数は 4 部（正本 1 部、副本 3 部）とし、提出先は事務所とする。

2 添付書類

要領第 5 の 2 に準ずる。

3 添付書類の省略

審査の省略に係るものにあつては要領第 16 の 2 ただし書きのほか、審査基準の細

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

部解釈及び留意事項に別途定める。また、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要又は不要な事項については、追加し、又は省略することがある。

第 15 協議内容の事前調査、指導

要領第 6 に準ずる。

第 16 協議同意に当たっての審査の方針、協議同意にあたっての要件

知事は、林地開発協議書が提出されたときは、遅滞なく審査を開始し、当該協議書について不備又は不足するものがないことを確認し、次に掲げる事項について審査したうえ、その結果を協議者に文書で回答する。

1 審査の方針

法第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨にそって開発行為が行われなければならないことから、原則として許可に準じた審査を行う。

2 協議同意に当たっての要件

協議に対する同意は、協議書及び添付書類の記載事項について、審査基準に準じて審査して行うものとする。ただし、審査基準第 2 の 1 の (1) 並びに (2) 及び以下の (1) から (3) については審査を省略する。

- (1) 国又は地方公共団体が行う道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく道路の新築又は改築については、審査基準第 2 の 2 の (1) 災害防止の基準
- (2) 土地改良事業法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく農地開発、圃場整備及び農道の新築又は改築については、審査基準第 2 の 2 の (1) 災害防止の基準
- (3) 国又は地方公共団体が行うダム建設又は改良については、審査基準第 2 の 2 の (1) 災害防止の基準及び同 (2) 水害防止の基準

第 17 協議同意後における内容の変更手続き、軽微な変更

協議者は、当該協議に係る開発行為の内容を変更しようとするときは、林地開発協議書（別紙様式 2）及び第 5 の 2 で掲げる添付図書のほか、変更理由を記載した書類及び変更前後を明らかにした図面等を添えて知事に提出し、新たに協議同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は林地開発協議変更届出書（別紙様式 4）を提出することで了する。

- (1) 工期の軽微な変更（現に有効な許可における行為期間の 1.5 倍以内又は 1 年以内の行為期間の延長をいう。）
- (2) 防災施設の形状及び位置の軽微な変更
- (3) 植栽の内容及び緑地の配置の軽微な変更
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、知事が軽微な変更であると認めるもの
届出書の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、提出先は事務所とする。

第 18 協議に基づく地位承継

開発行為が他者に引継がれた場合、引継いだ者は、林地開発行為地位承継届出書（別紙様式 5）を提出しなければならない。

届出書の提出部数は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、提出先は事務所とする。

第 19 市町村の意見

知事は、協議同意をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴く。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

第4章 届出

第20 許可及び協議後の行為の着手等届

開発行為者は、当該許可及び協議に係る行為に着手したときは、当該着手後、直ちにその旨を記載した林地開発行為着手届出書（許可の場合は細則様式第5号、協議の場合は別紙様式6）を提出しなければならない。

届出書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とし、提出先は事務所とする。

第21 住所変更等の届出

開発行為者は、氏名（法人にあっては名称）又は住所を変更したときは、その変更の日から14日以内にその旨を記載した届出書を2部提出しなければならない。

届出書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とし、提出先は事務所とする。

第22 災害発生の届出

開発行為者は、当該許可に係る行為の施行中に災害が発生したときは、直ちに適切な措置をとるとともに、林地開発行為災害発生届（許可の場合は別紙様式7、協議の場合は別紙様式8）を遅滞なく知事に届け出なければならない。

届出書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とし、提出先は事務所とする。

知事は、届出書の提出があったときは、現地の確認及び措置に関する検討を行い、必要に応じて開発行為者に対して復旧に関する指示を行うものとする。

第23 完了、中止又は廃止の届出

1 完了届

開発行為者は、開発行為を完了したときは、その完了の日から7日以内に林地開発行為完了届出書（許可の場合は細則様式第6号、協議の場合は別紙様式9）を知事に届け出なければならない。

届出書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とし、提出先は事務所とする。

なお、知事は届出書の提出があったときは、現地完了確認を実施するものとする。

2 廃止、中止届

開発行為者は、開発行為を廃止又は中止しようとするときは、その廃止又は中止の日から7日以内に林地開発行為廃止届出書（許可の場合は細則様式第7号、協議の場合は別紙様式11）又は林地開発行為中止届出書（許可の場合は細則様式第8号、協議の場合は別紙様式10）を知事に届け出なければならない。

届出書の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とし、提出先は事務所とする。

なお、知事は、届出書が提出された時点において改変された森林が1ヘクタールを超える場合、開発行為者に防災措置を講ずるよう指導するものとする。

この「防災措置」とは法第10条の2第2項に掲げるもののほか、本要領第8に掲げるものをいう。

第5章 監督処分

第24 違反行為の予防及び発見

知事は、開発行為に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

- (1) 関係市町村等と連携して住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 関係市町村に対し、森林計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるように指導すること。
- (3) 巡視を励行すること。
- (4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前に行為に着手しないよう指導すること。
- (5) 条件を付して許可された行為又は制限され若しくは必要な措置を命ぜられた行為については、その履行を監督すること。

第 25 違反行為に対する措置

知事は、違反行為を発見したときは、その森林の所在場所、所有者、違反行為の内容、違反行為者その他の必要な事項について調査を行い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 指示書により違反行為の中止及び是正計画書の提出等を指導する。
- (2) 違反行為の中止及び是正計画書の提出等を勧告する。
- (3) 知事は、違反行為を審査し、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、法第 10 条の 3 に規定する開発行為の中止（以下「中止命令」という。）又は復旧に必要な措置（以下「復旧命令」という。）を命ずる。
- (4) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、あらかじめ警察当局と調整を行った上で、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続きをとる。
- (5) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡する。
- (6) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生のある可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らう。

第 26 違反行為に対する中止命令、復旧命令

法第 10 条の 3 の規定により中止命令、復旧命令を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

なお、復旧命令については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）による代執行ができる。

第 27 職員による報告の徴収及び立入検査

知事は、法第 188 条の規定により、必要があるときは、開発行為者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

知事は、法第 10 条の 2 又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、当該職員をして、開発区域内に立入り、当該行為の実施状況を検査し、又はこれらの行為に及ぼす影響を調査するものとする。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

第6章 書類の経由

第28 書類の経由

法、令、規則、細則及び本要領により知事に提出することとされている林地開発許可申請に係る書類については、行為地を所管する事務所を経由して提出するものとする。

また、申請に係る書類については、事務所に申請書が提出された日をもって、第7中の「申請書が提出された日」とみなすものとする。

第29 指令書の交付

知事は、許可申請書の審査の結果、許可することが適当と認めた場合は、申請者に対して指令書を交付する。

許可申請に対して処分を行った場合には、併せて、市町村長に当該処分に係る写しを送付する。

第30 不許可処分等に係る指令書の取扱い

次に掲げる不許可処分、中止命令又は復旧命令の処分に係る指令書の交付に当たっては、処分内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付する際に日付及び受取人を記入させるか、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

- (1) 法第10条の2の規定による許可申請に対する不許可処分
- (2) 法第10条の3の規定による中止命令又は復旧命令の処分

附 則	この要領は、平成12年4月1日から施行する。
附 則	この要領は、平成13年4月1日から施行する。
附 則	この要領は、平成16年7月1日から施行する。
附 則	この要領は、平成17年10月1日から施行する。
附 則	この要領は、平成19年4月23日から施行する。
附 則	この要領は、平成20年5月30日から施行する。
附 則	この要領は、平成27年11月9日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附 則	この要領は、令和3年4月1日から施行する。
附 則	この要領は、令和4年1月7日から施行する。
附 則	この要領は、令和5年4月1日から施行する。

Ⅲ. 大阪府林地開発行為許可の取扱要領

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV- 1. 大阪府林地開発行為許可審査基準〔最終改正：令和5年4月1日〕

この基準は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に基づく開発行為の許可に係る申請を審査するに当たり必要な基準を定めるものとする。

第1 審査の対象とする事項

- 1 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号関係）

開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から、周辺の地域において土砂流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無について審査の対象とする。

「その他の災害」とは、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、^{いっ}溢水のほか、飛砂、落石等がある。また、「当該森林の周辺の地域」と規定されていることから、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点で、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査の対象とする。

- 2 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から、森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無について審査の対象とする。

- 3 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号関係）

開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林に水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池導水路等の設置計画の内容等から、水源かん養の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無について審査の対象とする。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

4 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第3号関係）

開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等から、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無について審査の対象とする。

[細部解釈・留意事項]

● 審査の対象

審査の対象となる上記の4つの事項については、開発行為により、森林の現に有する機能が低下する等により当該森林の周辺の地域への影響の程度について審査するものとなります。

このため、例えば、造成された住宅地等から出される生活雑排水等による汚染といった森林の現に有する機能に関係のない事項については審査の対象外となります。

● 現に有する機能に留意が必要な森林

森林の現に有する公益的機能については、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものになりますので、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることに留意されるべきものです。

このため、上記の4つの事項に関する開発行為前の森林が現に有する公益的機能を判断するにあたっては、開発行為地周辺を含む森林の保続培養及び生産力の増進を見込んだものとしています。

<計画作成の上での留意事項>

・地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることをご確認ください。

・森林資源の整備充実とは、森林の育成及び資源循環を促す施業、又はこれらのための管理等が将来も含め適切に行われ、又は行われることを言いますので、開発行為の計画にあたっては、事業地内で残置又は造成する森林の機能発揮はもちろん、周辺森林における森林施業に支障がないよう配慮してください。

第2 許可に当たっての要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行う。

[細部解釈・留意事項]

● 審査の項目

・林地開発許可における許可の要件は、申請書類の形式的要件や申請人としての適格性、開発行為の実現性や計画性を判断する「手続き上の要件及び配慮事項」と当該申請に係る開発行為が災害発生等のおそれを生じるものでないかにより許可の可否を判断する「技術的事項」によります。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

1 手続き上の要件及び配慮事項

- (1) 規則第4条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - イ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
 - ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
 - エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

●計画内容が具体的といえないもの
・マスタープランのような構想段階のもの、土木工事の施行のための設計図書に明らかに実現不可能な形状・構造等が含まれるものは、計画の内容が具体的とはいえません。

●必要な信用及び資力

・必要な信用及び資力があることがあきらかであることは、以下の事項を満していることをいいます。

① 防災施設等に要する費用 < 自己資金 + 借入金

② 申請前年度の法人税又は所得税が0円でないことかつ各種税の滞納がないこと

・具体的な内容については、「Ⅲ. 大阪府林地開発許可の取扱要領」によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用、防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとします。

・融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとします。

① 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

② 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

・資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとします。

<計画作成の上での留意事項>

・重要な防災施設に供する土地及び林地開発に係る土地以外であっても進入路などの当該開発行為の実現のために特に重要な土地等がある場合は、その土地利用に関する承諾書等を添付してください。

・他法令の許認可を要する場合は、許可書等の写し、又は手続き状況を説明する資料を添付してください。

・申請前年度の法人税又は所得税が0円（赤字決算等）の場合は、さらに遡って経営状況の健全性を証する資料を求めることがあります。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- (2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを斟酌して決められたものであること。）が明らかであること。
- (3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

●全体計画の必要性

- ・全体計画の一部についての申請である場合、当該計画における防災施設の規模や残置森林の配置が、後続計画における必要規模を確保できる余力や余幅を有しているかといった観点での確認を要することから、それらが把握できる程度の全体計画の提示を求めています。

- (4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

●一時的な土地利用と原状回復

- ・本件は、一時的な土地利用がある場合に、行為終了後に行われる行為着手前の森林機能の回復を行う措置が確実であるかを審査するものです。
- ・開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合は、開発行為後に原状回復する仮設進入路等はもちろん、土石等の採掘において目的行為終了後の土地利用がない場合又は太陽光発電事業のように事業期間が明確に定められ、かつ、あらかじめ施設の撤去が計画されている場合に、事業終了後の開発区域について植栽及び敷地管理に必要な施設の整備に必要な措置を講ずることが計画されていること等が該当します。
- ・原状回復等の事後措置とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執するものではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するものを含みます。

<計画作成の上での留意事項>

- ・一時的な土地利用を図る区域がある場合は、該当する区域や施設を明らかにするとともに、計画書（一時的利用計画及び事後措置）において、その内容を具体的に記載してください。
- ・一時利用後の原状回復については、植栽による森林復旧を原則とし、土地所有者との間で締結する当該土地利用に関する同意書等には、事業終了後の原状回復並びに植栽及びその初期保育等に関する事項を盛り込むよう努めてください。
- ・太陽光発電事業用地に供する場合であっても、当該事業期間後も引き続き事業用地として利用する場合については、「一時的な土地利用」に該当しませんので、当初の売電期間満了後も事業用地に供される計画である旨、記載してください。

- (5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

●周囲の森林施業への配慮

- ・本件は、開発行為による周辺森林施業への影響及びその適切な配慮がなされているかを審査するものです。
- ・「支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること」とは、開発行為により道路が分断される場合

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

で、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当します。
<計画作成の上での留意事項> ・事業区域周辺での森林施業を行っている森林及び林道等がある場合は、開発行為によるそれらへの影響及び対応、代替施設の設置等を計画書に記載してください。

- (6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

<p>●地域住民の生活及び産業活動への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の生活への影響には大気、粉塵、日照、騒音、生活用水の使用等が想定され、産業活動には、観光、農業・漁業等、開発前の森林環境からの恩恵を受けて行われているものが想定されます。・本件は、林地開発行為は、森林の有する多面的機能の喪失による環境変化への影響が大きいことを鑑み、当該開発行為が周辺の地域に悪影響を及ぼすものでないことや適切な配慮をもって行為を行うものであるかを審査するものです。・「住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること」とは、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合に、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当します。
<計画作成の上での留意事項> ・開発行為に伴う車両の通行や濁水の発生、水環境の変化等が見込まれる場合は、周辺の地域の住民の生活及び産業活動への影響を評価し、その対策について計画してください。 ・開発行為に伴う環境の保全に関する協定を地域住民等との間で締結している場合は、その写しを添付してください。

- (7) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し、又は造成した森林又は緑地が良好に維持管理されることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

<p>●残置森林等の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none">・土地の使用等に関する同意については、林地開発許可に関わらず行為着手にあたって当然必要となるものですが、残置森林等については、開発行為に係る区域以外にも含まれることから、その残置森林等が良好に維持管理されることが明らかかどうかについては誓約書の有無によって審査しています。・「良好に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、『残置森林等の管理に関する誓約書』の提出、又は、当該残置森林等の管理について、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理に関する協定が締結されていること等をいいます。
--

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

<計画作成の上での留意事項>

- ・開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとしてください。

- (8) 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された高速自動車国道にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件についての審査は省略するものとする。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

2 技術的事項

(1) 災害防止の基準（法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関係）

ア 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、太陽光発電施設を斜面地に設置する場合等、土砂の移動を伴わず現地形に沿って行われる開発行為であっても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から露岩部等を除き、擁壁又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

イ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ウ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配がイによることが困難であり、若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

エ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

オ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域内に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

カ 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び耐久構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

キ 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、洪水調節池は、(2)の洪水調節池が有すべき能力及び構造を併せ有するものであること。

ク 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

●宅地造成事業における基準適用の特例

・宅地造成事業についての基準の適合性の判断に当たっては、原則として、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 33 条第 1 項第 7 号の基準及び宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 9 条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして支障ありません。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

(2) 水害防止の基準（法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係）

開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、洪水調節池は、(1)キの洪水調節池等のうち洪水調節池が有すべき能力及び構造を併せ有するものであること。

[細部解釈・留意事項]

●宅地造成事業における基準適用の特例

・宅地造成事業についての基準の適合性の判断に当たっては、原則として、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 33 条第 1 項第 3 号の基準及び宅地造成等規制法第 9 条の基準に適合することをもってこれに適合するものとして支障ありません。

(3) 水源かん養の基準（法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

ア 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

イ 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂地の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(4) 環境保全の基準（法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関係）

ア 開発行為をしようとする森林の区域において、当該開発行為に係る事業の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

イ 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所において必要な森林の残置又は必要に応じた森林の造成が行われることが明らかであること。

ウ その景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、及び開発行為により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は樹木を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

・開発行為に伴い周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、設置する構造物等について地域の景観になじむ色彩等にすよう配慮に努めてください。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- (5) 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された高速自動車国道にあつては、(1)に掲げる要件についての審査は省略するものとする。
- (6) 技術的事項の細目は別紙 1 のとおりとする。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV-2. 技術的事項の細目（別紙1）

第1 開発行為の目的、残置又は造成する森林

1 開発行為の目的等

開発行為の目的は表1の分類によるものとする。

- (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等に規定するゴルフ場以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。
- (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。
- (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設及び墓地を指すものとする。
- (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等の事業活動に係る施設を指すものとする。
- (6) 表1に掲げる開発行為の目的以外の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設、発電施設（太陽光発電施設を除く）等の設置は工場、事業場の設置とし、ゴルフ練習場の設置はゴルフ場と一体のものを除き、宿泊施設、レジャー施設の設置とする。
また、企業等の福利厚生施設の設置は、当該施設の用途に係る開発行為の目的を適用する。

[細部解釈・留意事項]

●開発行為の目的の分類

・表1に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表1に準じた適切な措置が必要であり、通例として工場、事業場の残置森林率等を採用することとしています。

2 残置又は造成する森林の率、配置等

開発行為をしようとする森林の区域において当該開発行為に係る事業の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われること（審査基準第2 2(4)ア）は、次によるものであること。

- (1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。この場合において、残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表 1 の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し、又は造成する森林又は緑地は、許可後に採光を確保すること等を目的として過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長、施設の位置関係を考慮した上で、表 1 の森林等の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表 1 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表 1 に準じて適切に措置されていること。

- (2) 事業区域内に表 1 に掲げる開発行為の目的を異にする開発行為に係る複数の施設を設置する場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的に係る基準を適用するものとする。この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に林帯幅おおむね 30 メートルの残置森林等を配置するものとする。

表 1

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林等の配置等
道路の新築又は改築	—	法面については極力造成森林とすること
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむねその 30 パーセント以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント (残置森林率はおおむね 40 パーセント) 以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林 (残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上) を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林 (残置森林はおおむね 20 メートル以上) を配置する。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林等の配置等										
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント(残置森林率はおおむね 40 パーセント)以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 										
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 										
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント(残置森林率はおおむね 15 パーセント)以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積に応じ、周辺部に下表で示す幅以上の残置森林又は造成森林(うち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 <table border="1" data-bbox="852 1536 1366 1765"> <thead> <tr> <th>開発に係る森林の面積</th> <th>周辺部に配置する残置森林等の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5ha 以上 10ha 未満</td> <td>おおむね 15m以上</td> </tr> <tr> <td>10ha 以上 15ha 未満</td> <td>おおむね 20m以上</td> </tr> <tr> <td>15ha 以上 20ha 未満</td> <td>おおむね 25m以上</td> </tr> <tr> <td>20ha 以上</td> <td>おおむね 30m以上</td> </tr> </tbody> </table> 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 15 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 	開発に係る森林の面積	周辺部に配置する残置森林等の幅	5ha 以上 10ha 未満	おおむね 15m以上	10ha 以上 15ha 未満	おおむね 20m以上	15ha 以上 20ha 未満	おおむね 25m以上	20ha 以上	おおむね 30m以上
開発に係る森林の面積	周辺部に配置する残置森林等の幅											
5ha 以上 10ha 未満	おおむね 15m以上											
10ha 以上 15ha 未満	おおむね 20m以上											
15ha 以上 20ha 未満	おおむね 25m以上											
20ha 以上	おおむね 30m以上											

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林等の配置等
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上(緑地を含む。)とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても、極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘 (残土処分、廃棄物の埋立処分を含む。)		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地(埋立跡地)は必要に応じ埋戻しを行い、緑化し、及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

- (注1) 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- (注2) 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- (注3) 道路等の新設、改築の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないうこととして差し支えない。
- (注4) 工場、事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積をいう。
- (注5) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- (1)公園・緑地・広場
 - (2)隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3)緑地帯、緑道
 - (4)法面緑地
 - (5)その他上記に類するもの
- (注6) 工場、事業場の設置及びレジャー施設の設置に係る1箇所当たりの面積については、施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、必要の限度においてそれぞれこの表に規定する面積を超えて設置することもやむを得ないものとする。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

[細部解釈・留意事項]

- 残置森林（現況森林の保全）の意義
 - ・森林の有する公益的機能には、施設の配置によって代替補完されないものもあるため、森林を開発転用する場合には長年かかって形成された土壌を含め現況森林をできるだけ保全し、それらの機能の確保を図ることとしており、造成森林については、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って認めるものとしています。
- 残置森林等の転用等について
 - ・残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事後において事業者から施設の増設等に係る転用許可等の申請があった場合は、残置森林の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って転用許可等を行うものとしています。
- 複合開発の場合の基準の適用
 - ・複数の目的をもつ開発行為については、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとしていますが、これによれない場合は面積按分により残置又は造成する森林の率を算出しても支障ありません。
- その他残置森林等の取扱い
 - ・残置森林率は、若齢林を除いて算定することとしていますが、これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないためです。
 - ・森林率の算定には、残置森林及び造成森林を対象としますが、上記の残置森林のうち若齢林にあたるものは造成森林として取扱います。
 - ・森林区域以外の土地での植栽地を造成森林の算定の対象として支障ありませんが、土壌条件、植栽方法、本数等からして、将来的に林叢状態を呈しないと見込まれるものは造成森林としては認めません。
- 農地造成を開発目的とする場合の取扱い
 - ・畑地等の農地造成については、「道路等の新設、改築」を適用して支障ありませんが、開発行為にあたって土砂の搬出搬入を伴うものについては、原則として、「土石等の採掘（残土処分、廃棄物の埋立処分を含む。）」を適用します。

<計画作成の上での留意事項>

- ・森林の配置については残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置してください。
- ・別荘地の造成における残置森林については、適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなど、分譲後もその機能が維持されるよう努めてください。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

第2 植栽方法等

- 1 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表2を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表2

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

[細部解釈・留意事項]

●植栽密度の取扱い

- ・造成森林は、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、自然条件に適した高木性の樹種で原則として表2を標準とし植栽することとしています。住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待する造成森林については、樹種特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ500本/ヘクタール～1,000本/ヘクタールの範囲で植栽本数を定めることを認める場合があります。
- ・また、土石の採取地における切土法面等のうち緑化回復が困難な場所にあつては、この基準にこだわらず、ポット苗の植栽、高木性の樹種を混入した高層基材吹付等を採用することは支障ありません。

- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた森林の造成が行われること（審査基準第2 2(4)イ）の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含み、「必要に応じた造成」には、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。
- 3 「特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合」（審査基準第2 2(4)ウ）には、道路の新築、土石等の採掘及び太陽光発電施設の設置を開発の目的とするもの又は開発に係る森林面積が5ヘクタール以上の規模の開発行為が該当し、これらについては、「開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定」、「法面の縮小又は緑化」、「森林の残置又は造成」、及び「樹木の植栽等の措置」に特に配慮すること。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・特に土砂の採取、太陽光発電施設の設置、道路の開設等の開発行為については、景観の維持上の問題を生じやすくなりますので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、樹木の植栽等の措置について、慎重に計画してください。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

第3 工法等

- 1 開発行為による土砂の移動量に関する事項（審査基準第2 2(1)ア）は次のとおりとする。

土砂の移動量が必要最小限度とは、その利用形態又は土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められる開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上となる開発行為のうち、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たり概ね200万立方メートル以下とし、それ以外の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ1ヘクタールあたり5万立方メートル以下とする。

なお、ゴルフ場の造成以外開発行為において、その開発の目的、態様から、上記の基準を超えることがやむを得ないと認められる場合はこれによらない。

また、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上かつ盛土高が10メートルを越える場合には、土砂移動量に関わらず土質試験等に基づき、盛土構造の安定計算を行う等、盛土の安全が確保されるものとする。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・盛土高が10メートルを越える場合等の土質調査及び安定計算については、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例土砂埋立て等の技術基準に準じて実施し、その結果は取扱要領第5-2-(19)-⑦の地質調査書等として、申請書に添付してください。

- 2 切土盛土等に関する事項（審査基準第2 2(1)イ）は次のとおりとする。

(1) 一般的事項

- ① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- ② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- ③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- ④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は次によるものであること。

- ① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- ② 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ③ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

(3) 盛土は、次によるものであること。

- ① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- ② 一層の仕上がり厚は、**30** センチメートル以下として、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 盛土高がおおむね **1.5** メートルを超える場合には、勾配が **35** 度以下であること。
- ④ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ⑤ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は、次によるものであること。

- ① 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係が考慮されているものであること。
- ② 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置（審査基準第2 2(1)ウ）は、次によるものであること。

(1) 擁壁の設置等は、次のいずれかの場合に行うこと。

- ① 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が第3の2によることが困難である場合
- ② 開発行為により生じる法面が人家、学校、道路等と近接している場合。ただし、次の場合は不要とする。
 - i 土質試験等に基づく安定計算の結果、擁壁等の設置が不要と認められる場合
 - ii 表3で×（擁壁不要）である場合

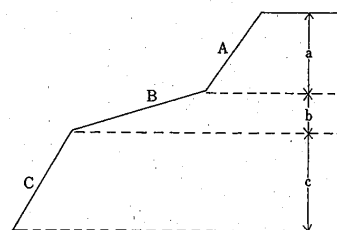
[細部解釈・留意事項]

●法高の適用について

・表3の法高は、次表に該当する勾配以下の法面の部分により上下に分離された法面があるときは、次表に該当する勾配以下の法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとして取扱います。

土質	勾配
軟岩(風化の著しいものを除く)	60 度
風化の著しい岩	40 度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35 度

※右図の場合、既定の勾配未満のB区間の法高はカウントされません。



IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

表 3

			法面勾配(度)								
			30 以下	30 超～ 35 以下	35 超～ 40 以下	40 超～ 45 以下	45 超～ 50 以下	50 超～ 60 以下	60 超～ 80 以下	80 超	
切 土	土質・岩質	法高									
	硬岩		×	×	×	×	×	×	×	×	
	軟岩（風化の著 しい岩を除く）	H>5m		×	×	×	×	×	×	○	○
		5m≥H>2m		×	×	×	×	×	×	×	○
		2m≥H		×	×	×	×	×	×	×	×
	風化の著しい岩	H>5m		×	×	×	○	○	○	○	○
		5m≥H>2m		×	×	×	×	×	○	○	○
		2m≥H		×	×	×	×	×	×	×	×
	砂利、真砂土、硬 質粘土その他これ に類するもの	H>5m		×	×	○	○	○	○	○	○
		5m≥H>2m		×	×	×	×	○	○	○	○
		2m≥H		×	×	×	×	×	×	×	×
	その他	H>2m		×	○	○	○	○	○	○	○
		2m≥H		×	×	×	×	×	×	×	×
	盛 土	H>1m		×	○	○	○	○	○	○	○
1m≥H			×	×	×	×	×	×	×	×	

(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

- ① 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって破壊されないこと。
- ② 土圧等によって転倒しないこと。この場合において、安全率は **1.5** 以上であること。
- ③ 土圧等によって滑動しないこと。この場合において、安全率は **1.5** 以上であること。
- ④ 土圧等によって沈下しないこと。
- ⑤ その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合の法面保護の措置（審査基準第2 2(1)エ）は、次により行われるものであること。

- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
- (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における排水施設は第4の1に、擁壁の構造は第3の3によるものであること。

5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域内に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること（審査基準第2 2(1)オ）のうち、えん堤等の設置は、次によるものであること。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- (1) 「えん堤等」とは、開発行為の区域から流出する土砂を防止し、又は貯留する施設であって、ダム工（コンクリート、ブロック、フトン籠等）、沈砂池等をいう。
- なお、沈砂池は、第4の2の洪水調節池と機能を共有することとして差し支えないが、それぞれの機能を十分満たすよう設計すること。
- (2) えん堤等の容量は、開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯蔵し得るものであること。
- なお、流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合には **200** 立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合には **600** 立方メートル、それ以外の場合では **400** 立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上決定すること。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・土質、気象、近傍の既存法面の状況等を参考に、開発行為により地表が裸地化した際にリルの発達やガリーの発生の見込から流出土砂量を判断する。
- ・1 ha 当たり流出土砂量(m³/年)について、「皆伐地、草地等」は **15**、「普通の林地」は **1** を標準とする。
- ・開発行為によりかき起した部分については構造物により被覆する場合を除き裸地に準ずる。
- ・流出土砂量は、工事期間に応じて月割で算定する。ただし、4月未満の期間は4月とする。
- ・開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途算定する。

- (3) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- (4) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和 **46** 年 3 月 **13** 日付け **46** 林野治第 **648** 号林野庁長官通達（平成 **12** 年 3 月 **31** 日付 **12** 文第 **53** 号により地方自治法（昭和 **22** 年法律第 **67** 号）第 **245** 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言に変更））によるものであること。
- (5) 「災害が発生するおそれがある区域」については表 4 に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の①及び②を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表 4 に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。
- ① 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 **12** 年法律第 **57** 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- ② 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

表 4

区域の名称	根拠とする法令等	問い合わせ先
砂防指定地	砂防法	事業区域を所管する各土木事務所管理課 【よくいただくお問い合わせ（大阪府 HP）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/hourei_kakunin/index.html
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
地すべり防止区域	地すべり等防止法	
土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	
災害危険区域	建築基準法	大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課調整グループ （高槻市及び和泉市並びに箕面市の一部については、各市の市条例による指定となりますので、詳細については各市にお問い合わせください。） 【災害危険区域の指定状況（大阪府 HP）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/saigai_kikenkui/index.html
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区 調査要領	大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課 森林整備グループまたは事業区域を所管する各農と緑の総合事務所森林課 【山地災害危険地区（大阪府 HP）】 https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/g08-tisan-007.html
地すべり危険地区		
崩壊土砂流出危険地区		

- (6) 当該えん堤等の計画は「土砂流出防止施設計画とりまとめ表」として整理すること。
 本表では「開発中」と「開発後」に分けて記載し、ブロック数の多い場合は別表とすること。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・(4)のえん堤等の設計根拠については、別添としても構いません。（例：資料No.○（○○○○）のとおり）
- ・(5)土砂流出防止施設計画は、VI-3 水利計算書関係（1）を例として、とりまとめてください。

- 6 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合（審査基準第2-2(1)ク）については、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講じること。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

第4 水理計算

1 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合に設けることとされる排水施設（審査基準第2 2(1)カ）の能力及び構造は、次によるものであること。

(1) 排水施設の断面は、①及び②により算出された雨水流出量及び排水流量を基に、計画流量の排水が可能になるように余裕をもって定められていること（余裕は20%以上とする）。

なお、雨水のほか土砂や流木等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じて大きく定められていること。また、流木避けを設ける等、排水施設の機能保全に関する措置を講じること。

① 排水施設の計画流量を定めるために用いる「雨水流出量（ Q_1 ）」は、原則として次式により算出すること。（ラショナル式）

$$Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q_1 : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

※流出係数 (f) は、表5を参考とすること。

表5

区分	地表状態			
	林地	草地	耕地	裸地
浸透能小	0.6~0.7	0.7~0.8	—	1.0
浸透能中	0.5~0.6	0.6~0.7	0.7~0.8	0.9~1.0
浸透能大	0.3~0.5	0.4~0.6	0.5~0.7	0.8~0.9

(注) ・集水区域全体を地表状態の面積により加重平均すること。

- ・おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とする。
- ・地表が不浸透性の材料で覆われる場所及び太陽光パネル等の構造物が設置される場所については、浸透能小・裸地（流出係数 1.0）を適用する。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・表5の地表状態に該当しない浸透能が見込めないもの、集水区域内に存する詳細区分が困難な既存宅地、事業用地や池等の水面については流出係数を 1.0 として取扱います。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

※設計雨量強度（ r ）は、10年確率で想定される雨量強度（ r_{10} ）とし、次表の単位時間内の雨量強度とすること。

流域面積	単位時間 (雨水到達時間(t))	10年確率で想定される 雨量強度（ r_{10} ）
50ha以下	10 min	125mm/hr
50～100ha	20 min	95mm/hr
100～500ha	30 min	80mm/hr

※ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合や、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

② 排水施設の「排水流量（ Q_2 ）」は、原則として次式により算出すること。

$$Q_2 = v \cdot a \quad [Q_2 : \text{排水流量}(\text{m}^3/\text{sec}), v : \text{流速}(\text{m}/\text{sec}), a : \text{断面積}(\text{m}^2)]$$

※ 流速（ v ）は、原則として次式を使用すること。（ Manning式）

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

[v : 流速(m/sec)、 n : 粗度係数、 R : 径深（=断面積/潤辺）、 I : 勾配]

※ 粗度係数（ n ）は、次表の値によること。

状 況	粗度係数(n)
土砂地盤に開削した水路	0.04
岩盤に開削した水路	0.035
両岸石積(ブロック)底面コンクリート	0.025
両岸石積(ブロック)底面不規則	0.03～0.035
コンクリートU型水路	0.02
ヒューム管	0.015
鋳鉄管	0.015

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

- ① 立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- ② 暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- ③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- ④ 排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- ⑤ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。
- ⑥ 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる場所については、表面流を安全に下流に流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。
また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な措置が適切に講ぜられていること及び物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

- ・太陽光パネルを斜面地に設置する場合は、法枠工や軽量法枠工等の緑化基礎工、伏工や吹付工等の植生工及び雨樋、じゃかご等による落滴浸食防止工の組み合わせ、又は舗装工による斜面の遮水処理により、落滴及び地表水による浸食防止に対し、特に留意した計画としてください。

- (3) 各排水施設の計算等は「排水施設計画取りまとめ表」として整理し、ブロック数が多い場合は別表とすること。

[細部解釈・留意事項]

●雨水到達時間

- ・土地改良事業（草地を開発する場合を含む。）として行う森林の開発行為に当たっては、「土地改良事業計画設計基準(排水)」(昭和53年9月12日付け農林水産事務次官依命通達及び構造改善局長通達)の3.5.1の解説の2に基づいて算出された洪水到達時間を用いても支障ありません。

●場内排水の接続先

- ・排水を導く当該河川等又は他の排水施設においては、第4の1の基準の能力及び構造等を有していることが望ましいため、原則として、基準を満たす河川等又は他の排水施設に接続するものとします。

●河川等の管理者の同意

- ・開発に伴い場内の排水施設等を河川又は他の排水施設に接続する場合は、当該河川又は他の排水施設の管理に著しい支障がないことを確認することを趣旨として、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を必要としています。

<計画作成の上での留意事項>

- ・(1)流量計算に用いる排水施設の粗度係数（n）について、製品固有の数値を適用することは支障ありませんが、固有数値を適用する場合は、計算書で明記するとともに当該製品のカタログ等を添付してください。
- ・(2)排水施設の流末処理の方法については、以下の例を参考に事業計画書に記載してください。
(例) ヒューム管φ○○○のものを○○町管理の水路を改修して接続し、放流する。
○○川の管理者である○○町とは、資料No.○のとおり○年○月○日付けで協議済みである。
- ・(3)排水施設計画は、VI-3 水利計算書関係（2）を例として、とりまとめてください。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

2 下流の流下能力を超えて排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること（審査基準第2 2(1)キ）及び開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられること（審査基準第2 2(2)）のうち、洪水調節池等の能力及び構造は、次によるものであること。

(1) 「洪水調節池等」とは、開発行為をしようとする区域から流出する水量に対して洪水調節容量を有する施設であって、洪水調節池、沈砂池、排水施設等をいい、その設置は、次によるものであること。

① 洪水調節池等の洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、**30**年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、**50**年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。（審査基準第2 2(1)キ）

② 洪水調節池の洪水調節容量は、当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下できない地点が生ずる場合には、当該地点での**30**年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、**50**年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。（審査基準第2 2(2)）

③ 洪水調節池等の容量には、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには**200**立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには**600**立方メートル、それ以外のときには**400**立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

④ 洪水調節池等は、開発行為をしようとする区域からの流出水量を調節できるよう、原則として、開発区域内の最下流部に**1**個設置すること。

⑤ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合には、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

⑥ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては**200**年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の**1.2**倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムの余水吐の能力の

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

1.2 倍以上であること。ただし、200 年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100 年確率で想定される雨量強度を用いることができるものとする。

- ⑦ 洪水調節池等の設置について下流の河川管理者と協議する必要がある場合は、その結果が明らかであること。
- ⑧ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができるものとする。
- ⑨ 開発行為の施行に当たって、災害・水害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- ⑩ 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- ⑪ 洪水調節池等の概要等は次のように「洪水調節計画」として取りまとめること。

- ア 概要
 - (ア) 洪水調節池等設置協議
 - (イ) 洪水調節池等の方法
 - (ウ) 洪水調節池等の配置
 - (エ) 洪水調節池等の構造及び緒元
- イ 計画
 - (ア) 調節必要容量の必要性の検討、算出
 - (イ) 洪水調節池等の容量の算出
 - (ウ) 洪水調節池等の構造計算の算出
- ウ 図面 平面図、縦横断面図、構造図等

- (2) 洪水調節池等の容量は、次の調節必要容量 (V1、V2) を確保すること。

$$\boxed{\text{洪水調節池等の容量} = \text{調節必要容量V1} + \text{調節必要容量V2}}$$

調節必要容量 (V1) は、集水区域からの洪水流量を許容放流量までに調節できるものであって、別紙2のIにより、必要性を判断する。

必要であると判断された場合は、次の手順により算出する。

- ① 「洪水調節池の許容放流量 (Qpc)」を別紙2のIIにより算出する。
- ② 「許容放流量に対応する雨量強度 (rc)」を次式により算出する。

$$rc = Qpc \cdot \frac{360}{ft \cdot At}$$

- rc : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)
- Qpc : 洪水調節池の許容放流量 (m³/sec)
- ft : 開発後のAtの流出係数
- At : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

③ 「必要容量が最大となる降雨継続時間 (t m) 」 を次式により算出する。

$$t m = \left[\frac{2 \cdot 5400 \cdot 30}{r c} \right]^{\frac{1}{2}} - 30$$

t m : 必要容量が最大となる降雨継続時間 (mi n)

r c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm / hr)

a : 5400

b : 30

地方定数 $r = \frac{a}{t + b}$

$$t m = \frac{a^2 \cdot a \cdot b^{\frac{1}{2}}}{r c \cdot \frac{1}{2}} - b = \frac{a^2 \cdot 5400 \cdot 30^{\frac{1}{2}}}{r c \cdot \frac{1}{2}} - 30$$

④ 必要容量が最大となる降雨継続時間 (t m) に対応する30年確率で想定される雨量強度 (r m) は次式により算出する。

$$r m = 5400 / (t m + 30)$$

⑤ 「調節必要容量 (V) 」 を次式により算出する。

$$V = (r m - \frac{r c}{2}) \cdot t m \cdot 60 \cdot f t \cdot A t \cdot \frac{1}{360}$$

- V : 調節必要容量 (m³)

t m : 必要容量が最大となる降雨継続時間 (mi n)

f t : 開発後の A t 流出係数

A t : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

r m : t m に対応する30年確率の雨量強度 (mm / hr)

なお、洪水調節池の許容放流量の比流量が 5 m³ / sec / km² (0.05 m³ / sec / ha) 以上の場合は、算出容量の1.1倍を必要容量とすること。ただし、厳密計算法により確認することを妨げない。

比流量 (q) は次式により算出する。

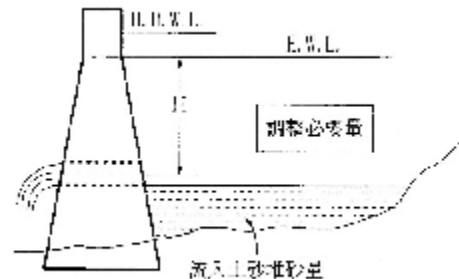
$$q = Qpc / A$$

q : 比流量 (m³ / sec / ha)

Qpc : 洪水調節池の許容放流量 (m³ / sec)

A : 集水区域面積 (ha)

調節必要容量 (V2) は、(1)③の堆砂量であり、第3の4の基準に準じて当該洪水調節池等に流入する土砂量を若干の安全率を見込んで決定する。



IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

(3) 洪水調節池等の構造（余水吐等）の設計は、次によるものであること。

① 「排水孔（又は放流管）の断面積（S）」を次式により算出する。

$$S \leq \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

- S : 排水孔の断面積(m²)
- Q_{pc} : 許容放流量(m³/sec)
- C : 流量係数
 - ベルマウスを有するとき C=0.90
 - ベルマウスを有しないとき C=0.60
- g : 重力加速度(9.8m/sec²)
- H : 調整有効水深(m)

② 「100年確率の洪水流量（Q₁₀₀）」を次式により算出する。

$$Q_{100} = \frac{1}{360} \cdot f t \cdot r_{100} \cdot A t$$

r₁₀₀は下表の値を使用すること。

- Q₁₀₀ : 洪水流量(m³/sec)
- r₁₀₀ : 100年確率の雨量強度(mm/hr)
- f t : 開発後のAtの流出係数
- At: 洪水調整池等の集水区域面積(ha)

集水区域面積	単位時間 (洪水到達時間)	r ₁₀₀
50ha以下	10 min	160mm/hr
50ha~100ha	20 min	130mm/hr
100ha~500ha	30 min	105mm/hr

(雨量強度式による。)

③ 「余水吐の設計上の洪水流量（Q_r）」を次式により算出する。

$$Q_r = C' \cdot Q_{100}$$

- Q_r : 余水吐の設計上の洪水流量(m³/sec)
- C' : 安全率 ……コンクリートダムにあつてはC'=1.2
フィルダムにあつてはC'=1.44とする。
- Q₁₀₀ : 100年確率の洪水流量(m³/sec)

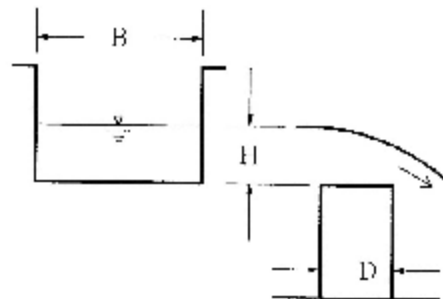
④ 「余水吐の設計」は余水吐の設計上の洪水流量（Q_r）が安全に吐出されるよう、以下に示す方法等を用いて検討すること。なお、吐口の高さは、越流水深に更に余裕高を見込んで設計すること。

(例示)

i 矩形放水路

ア 越流頂構造物を設置しない場合

(矩形広頂堰の流量公式を用いる。)



IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- ① $H/D < 1.8$ の場合は、次式で表される。

$$Q = q_0 (0.70 + 0.185 H/D) \text{ (m}^3/\text{sec)}$$

ただし、 Q : 放水量(m³/sec)

H : 越流水深(m)

D : 堤頂厚(m)

q_0 : $1.838 B \cdot H^{3/2}$ (m³/sec) (Francis公式による流量)

B : 越流幅(m)

- ② $H/D \geq 1.8$ の場合は、 $Q = q_0$ で表される。

イ 越流頂構造物を設置する場合

$$Q = C \cdot B \cdot H^{3/2}$$

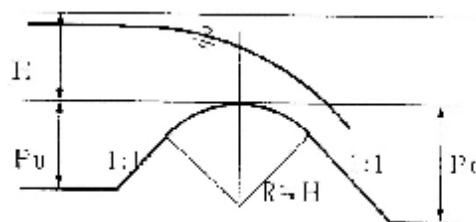
ただし、 C : 流量係数

B : 越流幅(m)

H : 越流水深(m)

流量係数 C は、越流頂の形状が流水が剥離しないような丸味のある形状で、かつ、

$P_u/H \geq 0.2$ 、 $P_d/H \geq 0.2$ を満足していれば、 $C = 1.8$ を標準とする。



ii 台形放水路

縮流ぜき式を用いる。(治山技術基準解説 総則・山地治山編 参照)

[細部解釈・留意事項]

<計画作成の上での留意事項>

(1) 洪水調節池

- ・洪水調節池等を複数設置する場合でも、開発区域からの流出水量を調節できる計画としてください。
- ・洪水調節池の設置について、河川管理者と協議する必要がある場合は、その内容及び結果を明らかにした書面(対応録等)を添付するとともに、水理計算書において、林地開発許可基準と河川管理者との協議に基づく計算とを併記し、安全側となる数値を採用したことを記載してください。
- ・洪水調節池等の洪水調節池等の構造及び諸元は、VI-3 水利計算書関係(3)を参考に一覧表として作成してください。

(2) 洪水調節池等の容量

- ・IV-3.水理計算の細目(別紙2)による検討結果及び許容放流量の算出については、VI-3 水利計算書関係(4)を参考に一覧表として作成してください。また、各検討地点における集水区域図、河川等の断面図を添付してください。
- ・洪水調節池等の必要容量の算出については、VI-3 水利計算書関係(5)により整理してください。

(3) その他設計関係図書

- ・洪水調節池等の構造の設計に関する検討経過として、(3)①～④で示す余水吐以外のその他構造(ダムを設置箇所のボーリング結果、ダムの安定計算結果等)についても記載し、必要に応じて関係資料を添付してください。

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- 3 貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられること（審査基準第1 2 (3)ア）については、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等、水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

[細部解釈・留意事項]

<p><計画作成の上での留意事項></p> <p>・水資源確保・水質悪化防止計画等として以下の内容を取りまとめてください。</p> <p>ア 水量の確保の必要性</p> <p>(ア) 必要性の有・無及び理由 水量の確保の必要性等の「必要性の有・無及び理由」は、周辺における水利用の実態（開発地域から取水している）等からみて、当該地が開発されることによって、周辺地域の生活又は生産活動のための水の確保に支障が生じるかどうか、その必要性の有無を具体的に記載してください。</p> <p>(イ) 確保の方法 「確保の方法」は、貯水池又は導水路の設置等その措置方法について具体的に記載してください。 なお、導水路の設置等として、取水する場合は、その水源に係る河川管理者等の同意の状況等についても記載してください。</p> <p>イ 水質悪化の防止措置 土砂の流出による水質の悪化防止のため、工事中の汚濁防止を含めてどのような措置を講じているか記載してください。</p>	
--	--

{参考} 流域面積別の雨水到達時間

流域面積	雨水到達時間
50ha 以下	10 min
100 ha 以下	20 min
500 ha 以下	30 min

{参考} 本府におけるN年確率の雨量強度式（ I_N ）

3年確率 雨量強度式	10年確率 雨量強度式	30年確率 雨量強度式	50年確率 雨量強度式	100年確率 雨量強度式
$3400 / (t + 25)$	$4250 / (t + 25)$	$5400 / (t + 30)$	$6000 / (t + 30)$	$6300 / (t + 30)$

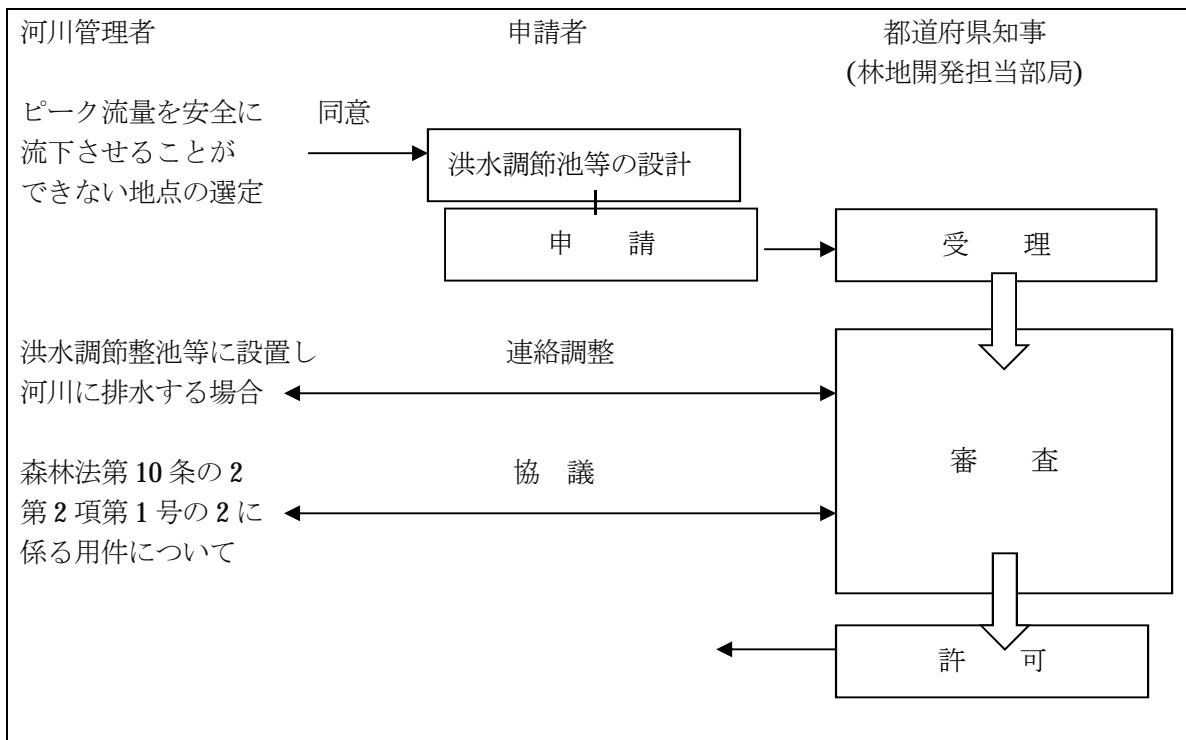
{参考} 上2表から算出した設計雨量強度

	設計雨量強度		
	50ha 以下	100ha 以下	500ha 以下
3年確率値	100 mm/hr	80 mm/hr	65 mm/hr
10年確率値	125 mm/hr	95 mm/hr	80 mm/hr
30年確率値	135 mm/hr	110 mm/hr	90 mm/hr
50年確率値	150 mm/hr	120 mm/hr	100 mm/hr
100年確率値	160 mm/hr	130 mm/hr	105 mm/hr

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

{参考} 河川管理者との調整

林地開発許可における洪水調節池等の設置に係る河川管理者との協議



IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

IV-3. 水理計算の細目（別紙2）

技術的事項の細目 第4の2(2)の調節必要容量（V1）の必要性の検討は、下記の手順（30年確率の雨量強度の場合）で行う。ただし、その下流区間において第4の1の基準による河川等の改修（下流河川等の管理者と協議の上、開発前に改修するものに限る。）を行うことをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

- ① 開発行為地の下流河川等における排水（流下）能力の変更地点及び狭窄地点等を中心に、安全に流下させることができないおそれのある地点（各狭窄地点等）を、数箇所選定する。
- ② 各狭窄地点等（i）の開発中及び開発後の30年確率ピーク流量を算定する。

$$Q_{pi30} = 1/360 * f_i * r_{30} * A_i$$

Q_{pi30} : 開発中及び開発後の i 地点における 30 年確率ピーク流量 (m^3/sec)

f_i : 開発中及び開発後の i 地点における集水区域の平均的な流出係数

r_{30} : 30 年確率で想定される雨量強度 (mm/hr)

A_i : i 地点における集水区域面積 (ha)

※ 流出係数（f）は、第4の1「排水施設」の表を使用すること。

※ 30年確率で想定される雨量強度（ r_{30} ）は原則として次表の値とする。

流域面積	単位時間 (雨水到達時間)	r_{30}
50ha以下	10 min	135 mm/hr
50~100ha	20 min	110 mm/hr
100~500ha	30 min	90 mm/hr

※ 集水区域が500haを超える場合の30年確率雨量強度（ r_{30} ）は次式により算出する。

$$r_{30} = 5400 / (t + 30) \quad t : \text{洪水到達時間 (min)}$$

* 洪水到達時間（t）は次式により算出する。

$$t = t_1 + t_2$$

t_1 : 集水面積が500ha地点までの雨水到達時間 (min) = 30min

t_2 : 集水面積が500haを超える地点からの雨水到達時間 (min)

t_2 は次式により算出する。

$$t_2 = \frac{L}{1200 \cdot \left[\frac{H}{L} \right]^{0.6}} \quad \left\{ \begin{array}{l} L : \text{流路延長 (m) (水平距離)} \\ H : \text{流路の高低差 (m)} \end{array} \right.$$

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- ③ 下流河川等における各狭窄地点等 (i) の流下能力を算定する。

$$Q_{ci} = a_i * V_i$$

Q_{ci} : i 地点の流下能力(m³/sec)

a_i : i 地点の下流河川等の断面積 (m²)

V_i : i 地点の下流河川等の流速(m/sec)

$$V_i = 1 / n * R^{2/3} * I^{1/2}$$

n : 粗度係数 R : 径深 I : 勾配

- ④ 各狭窄地点等 (i) における開発中及び開発後の 30 年確率ピーク流量と下流河川等の流下能力を比較し、洪水調節池の必要性を判断する。

$Q_{ci} > Q_{pi30}$ の場合…調整池の設置は不要

$Q_{ci} \leq Q_{pi30}$ の場合…調整池の設置が必要

なお、下流河川等の断面積については、原則、河川管理者等が示す計画断面を採用することとするが、計画断面が不明な構造物による水路等の場合は構造物断面、自然護岸等の場合は洪水痕跡から推定される断面を下流河川等の断面として採用すること。

また、 $Q_{ci} > Q_{pi30}$ の場合であっても、当該狭窄地点に河川管理者等が存した場合でその者が調整池の設置を必要と判断した場合は、調整池の設置は必要とする。

II 洪水調節池等の許容放流量の決定

技術的事項の細目 第4の2(2)の「洪水調節池等の許容放流量 (Q_{pc})」は、 $Q_{ci} \leq Q_{pi30}$ となる各狭窄地点等 (i) において、以下の手順により算出する。

- ① 各狭窄地点等 (i) における開発前の 30 年確率ピーク流量を算出する。

$$Q_{poi30} = 1 / 360 * f_{oi} * r_{30} * A_i$$

Q_{poi30} : 開発前の i 地点における 30 年確率ピーク流量(m³/sec)

f_{oi} : 開発前の i 地点における集水区域の平均的な流出係数

- ② 各狭窄地点等 (i) において、開発前の 30 年確率ピーク流量 (Q_{poi30}) に対する無調節の開発中及び開発後の 30 年確率ピーク流量 (Q_{pi30}) の増加率を調査する。

ア 全地点において増加率が 1 %未満である。($[Q_{pi30} - Q_{poi30}] / Q_{poi30} * 100 < 1 \%$)
…③により許容放流量を算出する。

イ 増加率が 1 %以上となる地点が存在する。($[Q_{pi30} - Q_{poi30}] / Q_{poi30} * 100 \geq 1 \%$)
…④～⑥により許容放流量を算出する。

- ③ ②のアに該当する場合は次式により算出した値を許容放流量として決定する。

$$Q_{pc30} = 1 / 360 * f_{ot} * r_{30} * A_t$$

Q_{pc30} : 30 年確率ピーク流量に対応する許容放流量(m³/sec)

f_{ot} : 調節池の集水区域における開発前の流出係数

A_t : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

※ なお、狭窄地点等 (i) が常時氾濫している場合には、「開発後の3年確率ピーク流量と下流の流下能力との差」と「開発前と開発中及び開発後の30年確率ピーク流量の増加分」とを比較し、いずれか大きい値を用いて調節できる許容放流量を決定するが、河川管理者等との協議においてそれ以上に大きな許容放流量とすることが求められている場合は、その値を採用する。

(1) 狭窄地点等 (i) における「開発後の3年確率ピーク流量と下流の流下能力との差」を次式により算出する。

$$[Q_{p3} - Q_{ci}]$$

$$Q_{p3} = 1/360 * f_i * r_3 * A_i$$

Q_{p3} : 開発中及び開発後の i 地点における3年確率ピーク流量(m³/sec)

r_3 : 3年確率の雨量強度

流域面積	単位時間 (雨水到達時間)	r_3
50ha以下	10 min	100 mm/hr
50~100ha	20 min	80 mm/hr
100~500ha	30 min	65 mm/hr

※ 集水区域が500haを超える場合の3年確率雨量強度 (r_3) は、次式により算出する。

$$r_3 = 3400 / (t + 25) \quad t : \text{洪水到達時間(min)}$$

* 洪水到達時間 (t) はIの②に準じて算出する。

(2) 「開発前と開発中及び開発後の30年確率ピーク流量の増加分」を次式により算出する。

$$[1/360 * (f_t - f_{ot}) * r_{30} * A_t]$$

f_t : 調節池の集水区域における開発後の流出係数

(3) (1) 又は (2) のいずれか大きい値を用いて次式により許容放流量を算出する。

$$[Q_{p30} - ((1)、(2) \text{ で算出した大きい方の値})]$$

$$Q_{p30} = 1/360 * f_t * r_{30} * A_t$$

Q_{p30} : 開発後の30年確率ピーク流量(m³/sec)

④ ②のイに該当する場合は、次の⑤と⑥で求めた各地点の許容放流量 [Q_{pc30} , Q_{pcn}] のうち、最小の値を許容放流量として決定する。

⑤ 増加率が1%以上となる各狭窄地点等 (i) における開発前の30年確率ピーク流量に対応する洪水調節池からの許容放流量を次式により算定する。(30年確率ピーク流量に対応する許容放流量)

$$Q_{pc30} = Q_{p30} * [A_t * f_{ot}] / [A_i * f_{oi}]$$

Q_{pc30} : 30年確率ピーク流量に対応する許容放流量(m³/sec)

f_{ot} : 調節池の集水区域における開発前の流出係数

A_t : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

IV. 審査基準、細部解釈及び留意事項

- ⑥ 増加率が1%以上となる各狭窄地点等 (i) の流下能力に対応した洪水調節池からの許容放流量を次式により算定する。(n年確率ピーク流量に対応する許容放流量)

$$Q_{pcn} = Q_{ci} * [A_t * f_{ot}] / [A_i * f_{oi}]$$

Q_{pcn} : 流下能力に対応する許容放流量(m³/sec)

Q_{ci} : 狭窄地点等 (i) の流下能力(m³/sec)

※ 開発行為をしようとする森林区域の一部が他流域にまたがる場合の考え方について

(1) 分水嶺をまたぐ場合

それぞれ別の開発行為として対応する。

(2) 一方の流域にかかる開発行為をする森林の区域の面積が極めて小さく、かつ、土砂の流出等の災害を発生させるおそれがないため、当該流域に洪水調節池等を設置しない場合

洪水調節池等を設置する流域からの許容放流量 (IIにより算定した許容放流量) の値から洪水調節池等を設置しない流域において開発行為に伴い増加するピーク流量の値を差し引いた値を許容放流量として決定する。

V. 關係法令等

V. 關係法令等

V. 關係法令等

V. 関係法令等

V-1. 森林法（抄）

（昭和26年6月26日 法律第249号）

（最終改正：平成28年5月20日 法律第44号）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条【分収造林契約の締結】第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第2章 森林計画等

（地域森林計画）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準そ

V. 関係法令等

の他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

十二 保安林の整備、第41条【指定】の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第4条【全国森林計画等】第3項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となつている民有林（第25条【指定】又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条【指定】の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条【海岸保全区域の指定】の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為によ

V. 関係法令等

り当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条【開発行為の許可】第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第7章 雑則

(立入調査等)

第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第8章 罰則

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

一 第10条の2【開発行為の許可】第1項の規定に違反し、開発行為をした者

V. 関係法令等

- 二 第10条の3【監督処分】の規定による命令に違反した者
 - 三 第34条【保安林における制限】第2項（第44条【保安林に関する規定の準用】において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
 - 四 第38条【監督処分】第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者
-

V-2. 森林法施行令（抄）

（昭和26年7月31日 政令第276号）

（最終改正：令和4年9月22日 政令第313号）

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2【開発行為の許可】第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
 - 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
 - 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール
-

V-3. 森林法施行規則（抄）

（昭和26年8月22日 農林省令第54号）

（最終改正：令和4年9月30日 農林水産省令第56号）

第1章 森林計画等

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2【開発行為の許可】第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条【適用範囲】に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並び

V. 関係法令等

に規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第五条 法第10条の2【開発行為の許可】第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

四 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条【定義】第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理

五 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

六 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条【漁港施設の意義】に規定する漁港施設

七 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条【定義】第5項に規定する港湾施設

八 港湾法第2章【港湾局】の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条【定義】第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条【種類】第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条【定義】第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条【定義】第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条【定義】第1項に規定する博物館

十一 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条【定義】第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

V. 関係法令等

- 十二 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条【定義】第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- 十三 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条【定義】第1項に規定する土地区画整理事業
- 十四 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条【定義】第6項に規定する工業用水道施設
- 十五 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条【定義】第5項に規定する一般自動車ターミナル
- 十六 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条【定義】第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- 十七 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条【定義】第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- 十八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条【定義】第4項に規定する熱供給施設
- 十九 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条【石油パイプライン事業の許可】第2項第2号に規定する事業用施設

V-4. 大阪府森林法施行細則（抄）

（平成12年3月31日 大阪府規則第182号）

（最終改正：令和5年3月22日 大阪府規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発行為の許可の申請の添付書類）

第2条 法第10条の2【開発行為の許可】第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令第4条の申請書に同条同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 林地開発行為施行能力に関する申告書（様式第1号）

二 事業区域面積一覧表（様式第2号）

三 土地調書（様式第3号）

四 立木竹伐採計画表（様式第4号）

2 省令第4条第6号に掲げる開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げる書類（これらに準ずるものとして知事が認めるものを含む。）とする。

一 主たる取引金融機関の預金残高証明書

二 最近一事業年度の法人税（個人の場合にあつては、所得税）及び事業税の納税証明書

V. 関係法令等

(開発行為の着手等の届出)

第3条 法第10条の2【開発行為の許可】第1項の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、当該開発許可に係る行為に着手したときは、直ちに林地開発行為着手届出書（様式第5号）を提出することにより、知事に届け出なければならない。

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る行為の完了又は廃止若しくは中止をしたときは、当該完了又は廃止若しくは中止の日から7日以内に、林地開発行為完了届出書（様式第6号）又は林地開発行為廃止届出書（様式第7号）若しくは林地開発行為中止届出書（様式第8号）を提出することにより、知事に届け出なければならない。

(許可の内容の変更)

第4条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る行為の内容を変更しようとするときは、新たに開発許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとする場合は、この限りでない。

- 一 工期の軽微な変更
- 二 防災施設の形状又は位置の軽微な変更
- 三 植栽の内容又は緑地の配置の軽微な変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が軽微な変更であると認めるもの

2 前項各号に掲げる変更をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第5条 開発許可を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）の変更をしたときは、当該変更の日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(相続、合併又は分割による地位の承継)

第6条 開発許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該開発許可に係る行為を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により、当該開発許可に係る行為を承継すべき相続人を選定したときは、当該相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該開発許可に係る行為を承継した法人は、当該開発許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位の承継をした者は、当該承継の日から14日以内に、林地開発行為地位承継届出書（様式第9号）を提出することにより、知事に届け出なければならない。この場合において、当該承継があったことを証する書類を知事に提示しなければならない。

(権原の取得による地位の承継)

第7条 開発許可を受けた者から当該開発許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該開発許可を受けた者の地位を承継する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により地位を承継した者について準用する。

(市町村長への通知)

第8条 知事は、開発許可を行ったときは、その旨を当該開発許可に係る行為地の存する市町村の長に通知する。

V. 關係法令等

VI. 申請書及び添付図書の様式等

VI. 申請書及び添付図書の様式等

VI. 申請書及び添付図書の様式等

VI. 申請書及び添付図書の様式等

VI- 1. 申請書関係

- (1) 林地開発許可申請書（規則第4条様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ p87
- (2) 林地開発行為に関する意見書（要領別紙様式1）・・・・・・・・ p88
- (3) 林地開発協議書（要領別紙様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・ p89

VI- 2. 計画書関係

- (1) 事業区域面積一覧表（細則様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p90
- (2) 立木竹伐採計画表（細則様式第4号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p91
- (3) 残置森林等の管理に関する誓約書（要領別紙様式12）・・・・ p92
- (4) 資金計画書（要領別紙参考様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・ p94
- (5) 林地開発行為施行能力に関する申告書（細則様式第1号）・・・・ p95
- (6) 土地調書（細則様式第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p96

VI- 3. 水理計算書関係

- (1) 土砂流出防止施設計画のとりまとめ表（細部解釈 作成例）・・・・ p97
- (2) 排水施設計画とりまとめ表（細部解釈 作成例）・・・・・・・・ p98
- (3) 洪水調節池の構造及び諸元一覧表（細部解釈別紙2）・・・・ p99
- (4) 洪水調節池の検討結果及び許容放流量の算出表（細部解釈[調節池別表1～3]） p100
- (5) 洪水調節池の必要容量の算出表（細部解釈[調節池別表4]）・・・・ p102

VI- 4. 許可後の手続き関係

- (1) 林地開発許可変更届出書（要領別紙様式3）・・・・・・・・ p103
- (2) 林地開発行為着手届出書（細則様式第5号）・・・・・・・・ p104
- (3) 林地開発行為災害発生届出書（要領別紙様式7）・・・・ p105
- (4) 林地開発行為完了届出書（細則様式第6号）・・・・・・・・ p106
- (5) 林地開発行為廃止届出書（細則様式第7号）・・・・ p107
- (6) 林地開発行為中止届出書（細則様式第8号）・・・・ p108

VI. 申請書及び添付図書の様式等

- (7) 林地開発行為地位承継届出書（細則様式第9号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p109

VI- 5. 協議同意後の手続き関係

- (1) 林地開発協議変更届出書（要領別紙様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・ p110
- (2) 林地開発行為着手届出書（要領別紙様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・ p111
- (3) 林地開発行為災害発生届出書（要領別紙様式8）・・・・・・・・・・・・・・・・ p112
- (4) 林地開発行為完了届出書（要領様式別紙様式9）・・・・・・・・・・・・・・・・ p113
- (5) 林地開発行為廃止届出書（細則様式第10号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p114
- (6) 林地開発行為中止届出書（細則様式第11号）・・・・・・・・・・・・・・・・ p115
- (7) 林地開発行為地位承継届出書（要領別紙様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・ p116

VI- 6. その他

- (1) 林地開発行為許可標識（要領別紙参考様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・ p117

VI. 申請書及び添付図書の様式等

規則第 4 条（第 106 条告示様式）

林地開発許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

申請者氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者〕
の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の 着手予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 13 (別紙様式 1)

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

大阪府知事 様

市 町 村 長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関連)
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関連)
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関連)
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項 (森林法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関連)

- (注意事項) 1. 必要に応じて参考資料を添付すること。
2. 1～4 以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 14 の 1 (別紙様式 2)

林 地 開 発 協 議 書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、協議します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の 着手予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第2条（様式第2号）

事業区域面積一覧表			
	開発行為をしようとする区域の面積	開発行為に係る区域の面積	備考
地域森林計画対象民有林			
その他			
計			

注意事項：その他の項にあつては、用地の現況を備考欄に記入すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第2条（様式第4号）

立木竹伐採計画表

森林の所在場所				伐採面積 ha	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採跡地の用途
市町村	大字	字	地番		主間伐別	伐採種別	伐採率%				
計											

注意事項：

- 1 面積は、小数第2位にとどめ、小数第3位以下を四捨五入すること。
- 2 伐採種別には、皆伐、択伐の別を記入すること。
- 3 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記入すること。
- 4 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ、その他の広葉樹又は竹の別を記入すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第5の2の(8) (別紙様式12)

残置森林等の管理に関する誓約書		年	月	日
大阪府知事	様			
	住所			
	氏名			
	〔法人にあつては、主たる事務所の〕			
	所在地、名称及び代表者の氏名			
次の残置森林等について下記のとおり誓約します。				
開発行為に係る森林の所在場所				
開発行為をしようとする森林の区域及び面積				
別図のとおり		ha		
残置又は造成する森林又は緑地の区域及び面積				
別図のとおり		ha		
	内訳			
	残置する森林又は緑地			ha
	造成する森林又は緑地			ha
記				
(残置森林等の保存)				
1. 残置森林等は原則として他の目的には転用せず、維持・管理します。				
(地域森林計画の遵守)				
2. 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。				
(造林の実施)				
3. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする場合には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。				
(保育の実施)				
4. 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、活着するまでの間、散水の措置を講じます。				
その他、下刈、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所について、適切な保育作業を行います。				
(立木の伐採)				
5. 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積をあらかじめ府事務所等の長に届け出て、指示を受けます。				
(契約事項の承継)				
6. 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。				

VI. 申請書及び添付図書の様式等

(その他)

7. 残置森林等の管理にあたって問題等が生じた場合については、速やかに大阪府に申し出てその指示に従います。

注意事項

1. 残置森林等に関する図面は、**5,000**分の1程度の図面とし、森林及び緑地の区分をすること。
2. 5の届出には、**5,000**分の1の図面を添付すること。
3. 5の届出様式は法第**10**条の8の伐採届に準ずること。
4. 残置森林等の部分の土地が開発行為者所有でない場合は、下記の土地所有者の同意を得ること。
(土地所有者が複数になる場合は、当該誓約書を土地所有者の数にあわせて複数作成すること)
5. 面積は、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

[残置森林等の部分の土地が開発行為者所有でない場合]

残置森林等の管理に関する誓約に対する同意書

年 月 日

開発行為者

様

(土地所有者)

住所

氏名

上記の誓約の内容について同意します。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第5の2の(9) (別紙参考様式1)

資 金 計 画 書

1 収支計画 (単位：千円)

項 目		金 額	備 考
収 入	自己資金		
	借入金		
	計		
支 出	【事業費】		
	用地費		
	工事費		
	附帯工事費		
	事務費		
	借入金利息		
	借入償還金		
	計		

2 年度別資金計画 (単位：千円)

項 目		年度	年度	年度	計	備考
収 入	自己資金					
	借入金					
	計					
支 出	【事業費】					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	借入償還金					
	計					

(注)

- 1 収支計画の工事費は、整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。
- 2 工事費については、工事費の内訳明細表又は見積書を添付すること。
- 3 自己資金又は借入金については、預金残高証明書、融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合にあっては、当該融資をする者の預金残高証明書）その他自己資金又は借入金を調達することが可能であることを証する書類を添付すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第2条（様式第1号）

林地開発行為施行能力に関する申告書											
								年	月	日	
大阪府知事		様		申告者、氏名							
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）											
<p>森林法第 10 条の 2 第 1 項に規定する開発を行う能力を有することを、次のとおり申告します。</p>											
氏名 （名称及び代表者氏名）											
住所 （所在地）											
法令による登録	建設業 宅地建物取引業 その他				資本金 主たる取引 金融機関	万円					
資産の状況											
納税額	年度区分	税区分	法人税又は 所得税	事業税	市町村 税	固定資 産税	その他	計			
	年度 （前年度）										
	年度 （前々年度）										
職員数 事務職人、技術職人、労務職人、計人											
主な 役員 及び 技術 者名	役職名	氏名	年齢	在勤年数		資格免許・学歴・その他					
過去 5年 間の 開発 行為 に関 する 実績	事業名 （工事名）	場所	面積	許 番 許 年	認 認 月	可 号 可 日	着 年 月	工 日 成 日	検 査 年	濟 交 月	工 事 高

注意事項：資産の状況欄には、営業純資本額調書及び収支計算書を添付するときは、記入を要しないが、その場合にあつては、それらの書類を添付する旨を記入すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第2条（様式第3号）

土 地 調 書									
No.									
所有地		地目	地積	森林区域の区域内又は区域外について該当する欄に○印をつけること			所有者の住所及び氏名	登記簿権利者の住所及び氏名	備考
大字	地番			区域内		区域外			
				開発行為をしようとする森林	開発行為に係る森林				

VI. 申請書及び添付図書の様式等

土砂流出防止施設計画のとりまとめ表（作成例）

区分	集水区域の状況					土砂流出量						貯砂施設			安全率	備考
	ブロック番号	状況				裸地		草地又は耕地		計	種類及び構造	数	貯砂量			
		裸地	耕地	草地	林地	面積	ha当り流出量	面積	ha当り流出量					土砂量		
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(m ³ /年)	間	(m ³)	(ha)	(m ³ /年)	(年)	(m ³)	(m ³)	(個)	(m ³)		
開発中																
	計															
開発後																
	計															

VI. 申請書及び添付図書の様式等

排水施設計画とりまとめ表（作成例）

ブロック 番号	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設						安全率 (Q_2/Q_1)	備考	
	林	草	耕	裸	集水 面積	流出 係数	雨水 流出量	種	断	径	粗	勾	流			排
	地	地	地	地	A	f	Q_1	類	面	深	度	配	速			水
	ha	ha	ha	ha	ha		m ³ /s		m ²				m/s	m ³ /s		

VI. 申請書及び添付図書の様式等

別紙2

洪水調節池の構造及び諸元一覧表

調節池 No.												
許容放流量 m ³ /sec	林発基準											
設計放流量 m ³ /sec												
オリフィス 断面 mm	林発基準	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
設計調節 容量 m ³	林発基準											
計画調節容量 m ³												
設計堆砂 容量 m ³	林発基準											
計画堆砂容量 m ³												
計画貯水容量 m ³												
異常洪水 流出量 m ³ /sec	林発基準											
洪水吐	洪水吐断面 m	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	越流水深 m											
	流下能力 m ³ /sec											
堤頂高 m												
H.H.W.L. m												
H.W.L. m												
N.W.L. m												
堆砂高(L.W.L.)												
池底高 m												
堤体 諸元	△型式											
	堤高 m											
	堤頂長 m											
	堤頂幅 m											
	上流側 法面 勾配 保護工											
	下流側 法面 勾配 保護工											

VI. 申請書及び添付図書の様式等

洪水調節池の検討結果及び許容放流量の算出表

[調節池別表 1]

選定地点	選定地点の流域面積及び流出係数										雨量強度		洪水 ピーク 流量	流量 増加 率	選定地点における河川等の流下能力										流下 の可 否
	林地		草地		耕地		裸地		合計		洪水 到達 時間	雨量 強度			種類 及び 構造	断面 積	潤辺	粗度 係数	径深	溪床 勾配	流速	可能 流量			
	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数															
	Ai	f	t	r30	Qpi30	ai	p	n	R	i	Vi	Qci													
ha		min	mm/h	m ³ /s	m ²	m		m		m/s	m ³ /s														
								①	②	③	④	⑤	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
0	開発前																								
	開発中・後																								
1	開発前																								
	開発中・後																								
2	開発前																								
	開発中・後																								
3	開発前																								
	開発中・後																								
4	開発前																								
	開発中・後																								
5	開発前																								
	開発中・後																								

(注)
 ・選定地点は開発区域の直下流地点を含め下流における狭窄点及び合流地点を中心に、複数選定する。
 ・流出係数は面積加重平均で算出する。
 ・「開発中・後」の欄には、開発中又は開発後のいずれか流出係数が大きい方を採用する。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

[調節池別表 2]

下流河川等で洪水流量の流下が不可、かつ、開発中・後の洪水流量増加率が1%未満の場合

調節池集水面積 及び 開発前の流出係数								洪水調節池 等からの 許容放流量	30年確率 雨量強度		
林地		草地		耕地		裸地				合計	
面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	洪水調節池 の集水面積	開発前 At の 流出係数		
								At ha	fot	r30 mm/h	Qpc m³/s

注) 流出係数 (**fot**) は、面積加重平均で算出する。

[調節池別表 3]

下流河川等で洪水流量の流下が不可、かつ、開発中・後の洪水流量増加率1%以上の場合

選 定 地 点	調節池集水面積 及び 開発前の流出係数								当該選定地点				洪水 ピーク 流量	河川の可 能流下量	Qpopi30に 対応する 許容放流量	Qciに 対応する 許容放流量	許容放流 量の決定
	林地		草地		耕地		裸地		合計	集水区域 面積	流出係数						
	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	面積	流出 係数	洪水調節池 の集水面積			開発前 At の 流出係数	Ai ha	Foi	Qpoi30 m³/s	Qci m³/s	Qpc30 m³/s
i																	
i'																	
i''																	
:																	

注) ・選定地点は、流下不可かつ流量増加率が1%以上の地点のみ

・流出係数 (**fot**) は、面積加重平均で算出する。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

洪水調節池の必要容量の算出表

[調節池別表 4]

調節池集水面積 及び 開発前の流出係数										洪水調節池等からの許容放流量	許容放流量に対応する雨量強度	必要容量が最大となる降雨継続時間	Tm に対応する 30 年確率雨量強度	算出容量	比流量	調節必要容量
林地		草地		耕地		裸地		合計								
面積	流出係数	面積	流出係数	面積	流出係数	面積	流出係数	洪水調節池の集水面積	開発後 At の流出係数	Qpc	rc	Tm	rm	V'	q	V
								At	f t	m ³ /s	mm/h	m ³ /s	mm/h	m ³	m ³ /sec/ha	m ³
								ha								

※・流出係数 (ft) は、面積加重平均で算出する。

- ・調節必要容量 (V) は、比流量 (q) が 0.05 以下の場合は算出容量 (V') を、0.05 を越える場合は算出容量 (V') の 1.1 倍とする。
- ・調節池に沈砂池機能を兼ねる場合は、堆砂量分を加えた必要容量を算出する。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 11（別紙様式 3）

林 地 開 発 許 可 変 更 届 出 書	
年 月 日	
大阪府知事	様
住 所	
氏 名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
林地開発許可に係る軽微な変更を行いたいので、次のとおり届け出ます。	
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積 の 増 減	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
備 考	
注意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。 3 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること 	

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第3条（様式第5号）

林地開発行為着手届出書	
年 月 日	
大阪府知事	様
住所	
氏名	
（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）	
森林法第10条の2第1項の許可に係る行為に着手したので、大阪府森林法施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 22 (別紙様式 7)

林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた開発行為に係る区域において、次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
被災概要	発生年月日 年 月 日 (～ 年 月 日)
	被災面積
	被災状況
復旧内容	緊急に講じた応急措置の内容
	今後の措置方針
復旧完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 面積は見込みとし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 被災状況のわかる図面、写真及び災害復旧計画書等を添付すること。
- 3 警察、消防その他関係機関への連絡等を要した場合は、日時、対象、対応状況を備考欄に記載すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第3条（様式第6号）

林 地 開 発 行 為 完 了 届 出 書	
年 月 日	
大阪府知事	様
住 所	
氏 名	
{ 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 }	
森林法第10条の2第1項の許可に係る行為が完了したので、大阪府森林法施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手 年 月 日	年 月 日
完了 年 月 日	年 月 日

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第3条（様式第7号）

<p>林地開発行為廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>森林法第10条の2第1項の許可に係る行為を廃止したので、大阪府森林法施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第3条（様式第8号）

<p>林地開発行為中止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>森林法第10条の2第1項の許可に係る行為を中止したので、大阪府森林法施行細則第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
中止年月日	年 月 日
中止の理由	
中止後の措置	
再着手予定年月日	年 月 日

VI. 申請書及び添付図書の様式等

細則第6条及び第7条において準用する第6条（様式第9号）

<p style="margin: 0;">林地開發行爲地位承継届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大阪府知事 様</p> <p style="margin: 0; padding-left: 400px;">住所</p> <p style="margin: 0; padding-left: 400px;">氏名</p> <p style="margin: 0; padding-left: 400px;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">年 月 日付け大阪府指令 第 号により許可を 受けた林地開發行爲について、次のとおり地位を承継したので、大阪府森林法 施行細則 第6条第2項 第7条第2項において準用する同規則第6条第2項 の規定により、 次のとおり届け出ます。</p>	
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
開發行爲の目的	
開發行爲に係る森林の所在場所	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
その他	

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 17 (別紙様式 4)

林地開発協議変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発協議に係る軽微な変更を行いたいので、次のとおり届け出ます。

協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積の増減	
変更の理由	
変更の内容	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 20 (別紙様式 6)

林 地 開 発 行 為 着 手 届 出 書	
年 月 日	
大阪府知事	様
	住 所
	氏 名
	〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
林地開発協議に係る行為に着手したので、次のとおり届け出ます。	
協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
注意事項	
1 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする 場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。	
2 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること	

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 22 (別紙様式 8)

林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で同意のあつた行為に係る区域において、
次のとおり災害が発生したので届け出ます。

協議同意年月日及び番号		年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 目 的		
開 発 行 為 の 所 在 場 所		
被 災 概 要	発 生 年 月 日	年 月 日 (~ 年 月 日)
	被 災 面 積	
	被 災 状 況	
復 旧 内 容	緊急に講じた応 急措置の内容	
	今後の措置方針	
復旧完了予定年月日		年 月 日
備 考		

注意事項

- 1 面積は見込みとし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 被災状況のわかる図面、写真及び災害復旧計画書等を添付すること。
- 3 警察、消防その他関係機関への連絡等を要した場合は、日時、対象、対応状況を備考欄に記載すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 23 の 1 (別紙様式 9)

林地開発行為完了届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で同意のあつた行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

注意事項

- 1 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 2 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること
- 3 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。
- 4 完了後 7 日間以内に知事に届け出ること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 23 の 2 (別紙様式 10)

林地開発行為廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発協議に係る行為を廃止したので、次のとおり届け出ます。

協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

注意事項

- 1 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 2 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 23 の 2 (別紙様式 11)

林 地 開 発 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

林地開発協議に係る行為を中止したので、次のとおり届け出ます。

協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 の 理 由	
中 止 後 の 措 置	
再 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日

注意事項

- 1 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 2 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 18 (別紙様式 5)

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により同意のあつた行為について、地位を承継したので次のとおり届け出ます。

協議同意を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
その他	

注意事項

- 1 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 2 欄外に実務担当者、職氏名、連絡先を明記すること

VI. 申請書及び添付図書の様式等

要領第 10 の 1 の(2) (別紙参考様式 2)

←———— 35cm 以上 ————→		↑ 25cm 以上 ↓
林 地 開 発 行 為 許 可 標 識		
許可年月日及び番号	年 月 日 大阪府指令 第 号	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開発行為の目的		
開発行為に係る 森林の土地の面積		
開発行為者 住所 氏名	TEL	
現場施工者 住所 氏名	TEL	
備 考		

- 注 1 標識の表示面は白系とし、文字・数字を黒で記入すること。
 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 3 本標識と併せて計画平面図（A3以上）を設置すること。
 4 当該許可に係る行為期間中、現場の見やすい箇所に掲示すること。

VI. 申請書及び添付図書の様式等

VII. その他参考資料

VII. その他参考資料

VII. その他参考資料

Ⅶ. その他参考資料

Ⅶ- 1. 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） <2022年4月改訂 資源エネルギー庁>

※こちらからダウンロードしてください（資源エネルギー庁HP）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

手続きのお問い合わせについて

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：(072)627-1121(代)	<u>豊中市</u> ・ <u>池田市</u> ・ <u>吹田市</u> ・ <u>高槻市</u> ・ <u>茨木市</u> ・ <u>箕面市</u> ・ <u>摂津市</u> ・ <u>島本町</u> ・ <u>豊能町</u> ・ <u>能勢町</u>
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町 2-1-36 (中河内府民センタービル内) 電話：(072)994-1515(代)	大阪市・ <u>守口市</u> ・ <u>枚方市</u> ・ <u>八尾市</u> ・ <u>寝屋川市</u> ・ <u>大東市</u> ・ <u>柏原市</u> ・ <u>門真市</u> ・ <u>東大阪市</u> ・ <u>四條畷市</u> ・ <u>交野市</u>
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町 2-6-1 (南河内府民センタービル内) 電話：(0721)25-1131(代)	<u>富田林市</u> ・ <u>河内長野市</u> ・ <u>松原市</u> ・ <u>羽曳野市</u> ・ <u>藤井寺市</u> ・ <u>大阪狭山市</u> ・ <u>太子町</u> ・ <u>河南町</u> ・ <u>千早赤阪村</u>
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町 3-13-2 (泉南府民センタービル内) 電話：(072)439-3601(代)	<u>堺市</u> ・ <u>岸和田市</u> ・ <u>泉大津市</u> ・ <u>貝塚市</u> ・ <u>泉佐野市</u> ・ <u>和泉市</u> ・ <u>高石市</u> ・ <u>泉南市</u> ・ <u>阪南市</u> ・ <u>熊取町</u> ・ <u>岬町</u> ・ <u>忠岡町</u> ・ <u>田尻町</u>
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (咲洲庁舎 22 階) 電話：(06)6941-0351(代)	
ホームページアドレス	http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/ri_natsu.html

※ 下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象民有林）を有する市町村を表しています。